

Disclosure 2026

(令和7年度決算)



はじめに

皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

当ＪＡは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆様にわかりやすくまとめた「Disclosure 2026」を作成いたしました。

皆様が当ＪＡ事業をさらに安心してご利用いただくために是非ご一読いただき、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年７月 兵庫南農業協同組合

CONTENTS

ごあいさつ

1	経営理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	経営管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	事業の概況（令和７年度）・・・・・・・・・・・・	5
5	協同活動ハイライト（令和７年度）・・・・・・・・	15
6	農業振興活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
7	地域貢献情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
8	リスク管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
9	自己資本の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
10	主な事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

ＪＡの概況

1	沿革・あゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2	機構図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
3	組合員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
4	組合員組織の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
5	地区一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
6	役員構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
7	職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
8	事務所の名称及び所在地・・・・・・・・・・・・	49
9	特定信用事業代理業者の状況・・・・・・・・・・	51

経営資料

I 決算の状況

1	貸借対照表	53
2	損益計算書	55
3	注記表	57
4	剰余金処分計算書	67
5	財務諸表の正確性等にかかる確認	69
6	部門別損益計算書	70
7	会計監査人の監査	70

II 損益の状況

1	最近の5事業年度の主要な経営指標	71
2	利益総括表	71
3	資金運用収支の内訳	72
4	受取・支払利息の増減額	72

III 事業の概況

1	信用事業	73
	(1)貯金に関する指標	
	(2)貸出金等に関する指標	
	(3)内国為替取扱実績	
	(4)有価証券に関する指標	
	(5)有価証券等の時価情報等	
	(6)預かり資産の状況	
2	共済事業	79
	(1)長期共済保有高	
	(2)医療系共済の共済金額保有高	
	(3)介護系その他の共済の共済金額保有高	
	(4)年金共済の年金保有高	
	(5)短期共済新契約高	
3	農業・生活その他事業取扱実績	81
	(1)購買事業取扱実績	
	(2)販売事業取扱実績	
	(3)保管事業取扱実績	
	(4)加工事業取扱実績	
	(5)利用事業取扱実績	
	(6)農業経営事業取扱実績	

IV 経営諸指標

1	利益率	83
2	貯貸率・貯証率	83

V 自己資本の充実の状況

1	自己資本の構成に関する事項	84
2	自己資本の充実度に関する事項	85
3	信用リスクに関する事項	87
4	信用リスク削減手法に関する事項	95
5	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	96
6	証券化エクスポージャーに関する事項	96
7	CVAリスクに関する事項	96
8	マーケット・リスクに関する事項	96
9	オペレーショナル・リスクに関する事項	97
10	出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	97
11	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	98
12	金利リスクに関する事項	99

VI 連結情報

1	グループの概況	100
	(1)グループの事業系統図	
	(2)子会社等の状況	
	(3)連結事業概況（令和7年度）	
	(4)最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
	(5)連結貸借対照表	
	(6)連結損益計算書	
	(7)連結剰余金計算書	
	(8)連結キャッシュ・フロー計算書	
	(9)連結注記表	
	(10)農協法に基づく開示債権	
	(11)連結事業年度の事業別経常収益等	
2	連結自己資本の充実の状況	118
	(1)自己資本の構成に関する事項	
	(2)自己資本の充実度に関する事項	
	(3)信用リスクに関する事項	
	(4)信用リスク削減手法に関する事項	
	(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	
	(6)証券化エクスポージャーに関する事項	
	(7)CVAリスクに関する事項	
	(8)マーケット・リスクに関する事項	
	(9)オペレーショナル・リスクに関する事項	
	(10)出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	
	(11)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	
	(12)金利リスクに関する事項	

法定開示項目掲載ページ一覧 134

ごあいさつ



協同の力で
笑顔を咲かせ、
幸せを実らせます

組合員の皆様へ

酷暑の候、組合員の皆様には益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。総代会において令和7年度の協同の成果の報告と令和8年度の事業計画などについてお諮りし、ご承認いただきました。

政府は改正食料・農業・農村基本法に基づき、令和7年から5年間で農業構造転換集中対策期間と位置づけ、食料安全保障強化のため農地集約化、スマート技術導入、共同利用施設合理化を重点的に整備することとしており、日本農業は新たな転換期を迎えています。

このような情勢のなか令和の米騒動から一転、大幅なコメ余剰となり米価の下落が懸念されます。持続可能な農業経営実現のため、特別出荷奨励金などの施策により集荷に努めるとともに、成長と効率の両面から持続可能な営農経済事業の構築を進めてまいります。

金融共済分野では、令和8年4月より5支店を貯金特化型店舗に移行させていただきました。特化型店舗では昼休憩1時間をとる代わりに営業時間を16時までとしています。今後空きスペースを活用して組合員の拠り所となるよう新たな取り組みを始めます。一方、機能集約店舗ならびにJAトータルサポートセンター（明石・加古川）では職員を集約配置することで、より専門的な相談に対応できる体制を充実していきます。

令和7年度はバブル経済期以来の金利上昇が続く中、超長期債券を売却し22億5千万円の売却損を計上しました。これまで債券は保有し続ける方針でしたが、急速な金利上昇の動きに対応して方針を転換し、低利回りの超長期債を売却するという苦渋の経営判断をいたしました。この処理により赤字決算となり、今年度は利用高配当を実施することができず、また、信用事業基盤強化積立金を取り崩して当期末処分剰余金を9億1千万円確保しました。誠に申し訳ございません。このたびの売却処理は、2期連続の減損リスクを回避し将来のJA経営の安定に資するための一時的処理であり、令和8年度は運用収益を改善させ黒字転換を目指します。

（株）加古川産業会館、（株）JAオートサービス、（株）ふぁーみんサポート東はりまにおいては、組合員の皆様の温かいご支援・ご協力により好決算を結ぶことができました。また、社会福祉法人稲穂会も徐々に統合効果が現れつつあります。

本年度より「第10次中期経営計画」が始まります。本計画では、私たちの存在意義を示す新たなパーパス「協同の力で笑顔を咲かせ、幸せを実らせます」を掲げ、組合員・利用者本位の事業運営とコンプライアンスを重視した経営を推進してまいります。

組合員におかれましては、今後とも倍旧のご厚情を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

結びに組合員皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

令和8年7月吉日

兵庫南農業協同組合
代表理事組合長 野村 隆幸

1. 経営理念

1. パーパス



協同の力で笑顔を咲かせ
幸せを実らせます

2. 経営理念

『組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するＪＡづくりと、
人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします』

- 経済の国際化にともなう環境変化や農業をとりまく環境の変化、さらに高齢化社会の到来など、将来に対する不安が募り不安定な状況が続いています。このような時代にあってＪＡは、組合員と共に繁栄し、「安心」して「安全」な商品やサービスを「安定」的に利用していただくための経営努力を続けてまいります。
- 農業は、大地、水、空気、太陽など自然の恩恵を受けて成り立つ産業です。新鮮で安全な農産物の供給、人とのふれあいを大切に、人間関係を深め地域社会への貢献を通じて、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりに取り組んでいきます。

3. メインテーマ

『受け継ぐ想い、挑む未来』

～地域と農業を支えるパートナーとして～

4. 基本方針

- 『地域とともに未来へ歩む、持続可能な農業の実現』（地域営農振興計画）
- 『共生と信頼による地域社会づくり』
- 『変革と戦略の高度化による経営基盤の強化』
- 『誇りとやりがいを持てる人づくり』

5. 職員行動規範

『感謝・挑戦・自律』

常に感謝の念を持ち、何事にもチャレンジの姿勢を忘れず、
自ら考え責任ある行動をします。

2. 経営方針

●基本方針

不安定な世界情勢の影響から物価上昇等による農業生産資材の高止まりなど、先行きは依然として不透明な状況が続いています。また、金融政策の転換に伴う金利上昇や労働力不足、さらには、地球温暖化や環境問題への対応など、JAを取り巻く環境は大きく変化しています。

令和6年度から令和7年度にかけて発生した「令和の米騒動」では、各地で米の買い占めや品薄が発生し急激に米価が上昇しました。米の再生産可能な価格を再度考える契機となり、改めて持続可能な日本農業の推進、食料自給率の向上対応などを図る必要があります。

また、全国的にJA組合員の高齢化が進むとともに、兵庫県では正組合員の減少と准組合員の増加傾向が続く中、令和3年度をピークに組合員総数が減少に転じています。

当JAにおいても、少子高齢化による人口減少は組合員構成に影響を及ぼし、70歳以上の組合員が46%を占める状況となっています。若年層の組合員加入を勧めるため、令和4年度より組合員出産祝金制度を創設し、新規組合員の加入促進に努め、全国的に組合員数が減少する中、令和7年度は全体で1,435名の組合員増加を図ることができました。

当JAでは、第9次中期経営計画に基づき、利用者懇談会、青壮年部や女性会役員と常勤役員との対話をはじめ、常勤役員が営農経済部門職員とペアを組み、担い手農家を個別に訪問して直接ご意見やご要望をお聞きするなど、組合員との対話を通じて、自己改革に取り組んでまいりました。

令和7年度は共済契約における意向確認義務違反や超長期債売却に伴う赤字決算などにより、組合員・利用者の皆様に多大なるご心配をおかけしました。このような事態が再度発生しないよう、令和8年度は第10次中期経営計画の初年度として「受け継ぐ想い、挑む未来～農業と地域を支えるパートナーとして～」をメインテーマに掲げ、より一層多様な組合員の声をJA運営に反映し、地域農業の振興に努めます。また、内部統制を強化し将来にわたって持続可能な経営基盤を確立・強固なものとするこ

とで、地域に根ざしたJAをめざすことで信頼回復に努めます。

●営農経済事業方針●

第10次地域営農振興計画の初年度として、地域とともに未来へ歩む、持続可能な農業の実現に向けて、地元の農産物の価値を高め、消費者や取引先から選ばれる産地づくりを進め地域農業の未来を切り拓くための取り組みを強化します。また、事業実施体制の構築に向け「営農経済事業成長効率化プログラム」の最終年度に取り組みます。

地域農産物のブランド力を高め、消費者や取引先から選ばれる産地となることで、安定した販路の確保と販売体制の強化を図ります。

営農渉外担当者の訪問活動を通じて、担い手農家・営農組織・集落への情報提供および相談対応の充実を図り、農業経営の安定と持続的な農業の発展に向けた支援に取り組みます。また、各営農経済センターにおいて相談体制の充実を図り、利用者の利便性と満足度の向上に努めます。

●農業経営事業方針●

JA管内では、人口減少や高齢化が進み農業就業人口が減少する中、担い手の確保・育成に向けた取り組みが重要となります。このため、JAでは新規就農者研修先として、施設園芸作物の普及拡大を図るために農業経営に取り組み、農業者の所得増大と産地振興に努めます。また、にじいろ果樹園を活用し、直売所で不足している果樹類については、栽培講習会を開催し生産者の拡大に努めます。

●生活指導事業方針●

第10次中期経営計画初年度として、基本方針Ⅱ「共生と信頼による地域社会づくり」の実現に向けて取り組みます。そのために、協同活動を積極的に推進するとともに、地域農業の役割を学ぶ食農教育の充実にも努めます。また、JAのパーパス（存在意義）や価値を広く伝えるため、SNSを通じた農畜産物や事業活動の情報発信を強化し、組織基盤のさらなる充実を図ります。

●信用事業方針●

組合員・利用者に寄り添い、組合員・利用者本位の業務運営に取り組みます。AML[※]・臨店指導体制の強化による事務処理の適正化を図り、事務指導を行います。また、効率的な店舗運営を通じて、より質の高いサービスを提供できるよう事務体制を整えます。さらに、持続可能な経営を実現するため、収益性の確保に取り組み、経営基盤の強化と組織の健全性の維持に努めます。

※AML… アンチ・マネー・ローンダリングの略で、犯罪や不正な取引で得た汚れたお金を、合法的な資金に見せかけるマネー・ローンダリングや、テロへの資金供与を防ぐための取り組みを指します。

●共済事業方針●

JA共済の使命・理念である「安心と満足の提供」の実現に向けて、契約者への訪問による近況確認（3Q活動）及び、加入内容の確認を通じて一人ひとりに合った保障に加入いただくこと（保障点検による保障充足）の両面に取り組みます。また、スマイルサポーターによる3Qコールを強化し、契約者フォローによる利用者満足度の向上に努めます。効率的な店舗運営により、より質の高いサービスを提供できるよう事務体制を整えます。

さらに、コンプライアンスに対する教育・研修の充実を図るとともに、不祥事及び不適切な契約の撲滅に向けた教育・研修体制の構築に取り組みます。また、大規模災害を想定し、緊急時対応マニュアルに沿って迅速な対応ができるよう、共済査定体制を整えます。

●経営管理方針●

国際情勢の不安定化などを背景に、JAを取り巻く事業環境は大きく変化することが見込まれます。この変化に対して現状のまま推移した場合の将来収支（成り行きシミュレーション）を実施したところ、令和10年度以降には事業利益が減少する見通しとなりました。

この状況を重く受け止め、持続可能な収益体制の構築と経営の健全性を確保するため、以下の取り組みを通じて経営基盤の確立・強化に努めてまいります。

信用事業の収支対策として、信用事業では貸出金残高・有価証券残高の伸長を図り自己運用力の強化に努めます。また、政策金利の上昇に対応し、新規貸付・既貸付の金利引き上げの実施や、貯金の他行動向を分析するとともに流出を防ぎます。さらに、年金・給与振込の新規獲得等により貯金の集まる仕組みづくりに取り組みます。共済事業については、保有ポイントの減少を抑え、安定した収入基盤をつくります。営農経済事業では、持続可能な事業実施体制に向け成長効率化プログラムの実践に引き続き取り組みます。

管内人口および農業者・担い手農家の減少が続く中、JA兵庫南の持続可能な経営を実現するには、准組合員を地域農業を支える重要なパートナーと位置づけ、その意見を運営に反映させることが不可欠です。引き続き、利用者懇談会などを通じて准組合員のご意見を伺い、経営に活かしていきます。

また、女性の視点を積極的に取り入れるため、JA運営への参画拡大にも取り組みます。こうした活動を通じて正組合員・准組合員の声を適切に運営へ反映し、その成果を適宜共有することで、より地域に根ざしたJAをめざします。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任の担当常務を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和7年度）

世界的な情勢不安や円安の進行を背景に物価上昇が続き、生産資材や燃料費、物流コストの高騰が農業経営や地域経済に大きな影響を及ぼしています。加えて、米を巡る需給・価格動向は依然として不安定であり、消費構造の変化や在庫動向への対応も求められています。さらに、金利上昇により金融環境も大きく変わり、事業運営における資金戦略の見直しが求められています。

そのような中、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

こうした状況において、当JAでは、令和5年度から「安心」「笑顔」「つながり」をキーワードに第9次中期経営計画の実践に努めてまいりました。

営農経済事業では、担い手の増加や栽培面積の拡大を通じて、農業生産の振興を図るとともに、有利販売や直売所を通じた販売力の強化を行い、また土壌分析支援事業の推進強化による農業者の生産コストの低減に努め、農業者の所得増大を図りました。

金融共済事業においては、トータルアドバイザーによる相談会やセミナーの開催、ならびに金融共済渉外担当者の育成を通じて、出向くワンストップ型の相談体制を強化し、組合員や利用者の多様なニーズに応えてまいりました。あわせて、休日訪問や各種イベント、3Q訪問・3Qコールを実践することで、若年層を含む幅広い世代との接点を拡大し、地域における安心と信頼の向上に努めました。

経営面については、将来的な金利上昇リスクを早期に排除し、次年度以降の安定経営を確立するため、有価証券の一部（超長期債券）を売却しました。その結果、当期は赤字決算となり、利用高配当の還元が出来ません。その一方で、ポートフォリオのリスクは大幅に軽減され、将来にわたる経営健全性の向上を図るための重要な転換点とすることができました。

内部管理態勢の強化としては、各業務手続きの見直しや改善に取り組むとともに、役職員一丸となってコンプライアンスの徹底に努めてきましたが、このたび共済事業において、意向確認義務違反などの不祥事が発生するという事態を招き、組合員・利用者の皆様に多大なるご心配をおかけしました。今後は内部管理体制のあり方を抜本的に見直し、再発防止策を徹底することで、信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

決算の結果、事業損失は12億67百万円となり、経常損失は9億57百万円、当期損失金は6億75百万円となりました。このため、信用事業基盤強化積立金を11億25百万円取り崩し、当期末処分剰余金については9億13百万円となりました。

1. 指導事業

(1) 営農指導

営農インストラクター設置と各営農経済センターの営農渉外担当者による出向く営農指導体制の強化に努めました。また、JA兵庫南自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現するため、農業者支援策をはじめとする以下の生産振興に取り組みました。

①農業者支援策

- ・兵庫県が実施する農業施設貸与事業では、新規就農者等のハウス建設費用の助成を行い、5件16棟の利用がありました。
- ・JA兵庫南独自の土壌分析支援事業では、水稻・野菜の作付生産者を中心に293件の土壌分析結果に基づいた施肥提案指導を実施しました。
- ・農業労働力確保に向けた農福連携では、農業者と福祉事業所とのマッチングが3件成立しました。また、援農ボランティアでは、登録者33名で23回の農作業支援を行いました。
- ・農業者の労働力不足解消に向け、農業求人サイトの運営に取り組み、サイトへの求人掲載12件に対して、延べ96名の応募がありました。
- ・農業者のための労災保険特別加入制度では、特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の労災加入を7件（営農組合3件、個人4件）受け付けました。

②米・麦・大豆の作物ごとに栽培講習会や圃場巡回を行うとともに、生育管理の徹底と適期作業の指導を行いました。また、環境創造型農業への実践として、農業に頼らない水稻栽培試験を完了しました。

③野菜出荷は、異常気象に伴う作付面積の減少で苦境にある中、適期収穫の指導を行い、農家所得の向上に努め、キャベツ37.5ha、ブロッコリー8.5ha、スイートコーン10.9haが作付けされました。

④地域ブランド品（スイートモーニング、清水いちご、志方いちじく、いなみ野メロン）については、営農渉外担当者による計画的な訪問活動を実施し、栽培技術に関する情報提供や適期出荷の指導を実施しました。併せて、ECサイトを活用した高付加価値販売や地元企業への販売斡旋を行い、有利販売体制の構築に取り組みました。

⑤ふぁ～みんSHOP・にじいろふぁ～みんへの生産物のお荷量増加及び品質向上に向けて、野菜や果樹の栽培講習会を5回開催し、延べ85名の参加がありました。また、ふぁ～みんSHOPのお荷者を対象とした農薬の安全使用講習会を9回、加工品の出荷者を対象とした加工品の講習会を1回開催し、生産者の知識習得の機会を設けました。職員向けについては、HACCP等の研修会に延べ12名参加し、食の安全・安心に対する意識向上に努めました。



いなみ野メロン箱詰め講習会



志方いちじく目合わせ会



コノホシ栽培検討会

(2) 生活指導

組合員および地域住民の皆様との連携強化を通じ、農業やJA事業への理解促進に努めました。

「支店・事業所ふれあい活動」においては、地域の学校やこども園と協力し、稲作やさつまいも栽培等の食農教育を展開しました。各支店・事業所が主体となり、地域に根差した多様な活動を企画・実践しました。

食農教育の一環として開催した小学生対象の「ちゃぐりんスクール」では、18名の参加者が米や野菜の栽培、料理教室を体験し、農業への関心と理解を深める機会となりました。

JA女性会活動においては、新たに6グループが加わり、計122の目的別グループが活発に活動を展開しました。また、「SUGOJYO総踊り大会」「女性会フェスタ」による会員間の親睦促進に加え、他県のJA女性組織協議会との意見交換会を実施するなど、交流の幅を広げました。

健康増進活動については、町ぐるみ健診を2会場で実施し、食生活改善の啓発および疾病の早期発見・早期治療の推進に努めました。健診後の説明会や事後指導のほか、健康セミナーや出荷者向け3B健診を実施するなど、組合員の健康維持に取り組みました。

学習広報活動においては、女性組合員向けの「レディースカレッジ」、男性組合員向けの「男ディカレッジ」を開講しました。教養の向上と生活の充実を支援するとともに、食農教育を通じた農業および地域社会への理解促進に取り組みました。



ちゃぐりんスクール



SUGOJYO 総踊り大会



女性会フェスタ



男ディカレッジ ヨガ教室

2. 販売事業

令和7年産米については、米の不足感、価格高騰の影響から作付け意欲が向上し、主食用米の出荷数量は2,706トン（前年対比115.5%）となりました。

麦類については、生育期に遅れがあったものの、収穫期の天候にも恵まれ、平年に比べ大きく収量が増加し、大麦の出荷数量は1,678トン（前年対比158.1%）、小麦の出荷数量は314トン（前年対比110.4%）となりました。

また、農業者が意欲をもって営農に取り組めるよう、引き続き営農活性化特別支援対策を実施しました。稲作への支援では、令和7年産米の出荷に対して、30kgあたり450円、麦作への支援では、令和7年産麦の出荷に対して、30kgあたり60円の支援を実施しました。

白大豆については、米への作付転換等で作付面積が減った中、生育中の雨量の少なさから湿害等の発生も少なく、平年の収量に比べ大きく増加したため、出荷数量は673袋（前年対比155.7%）となりました。

青果販売については、異常気象などの環境要因や水稻への作付転換により作付面積が減少しましたが、単収の向上により、野菜指定産地品目（キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、レタス、トマト）の出荷量は、合計1,612トン（前年対比109.9%）と前年を上回りました。一方で前年度の価格高騰の反動による市場単価の下落により、販売高は1億4,439万円（前年対比58.4%）となりました。

ふぁ～みんSHOP・にじいろふぁ～みんについては、夏場の異常気象により、生産物への影響が顕著であったため、秋冬野菜の価格下落等があり、販売高は16億4,180万円（前年対比96.1%）となりました。

畜産販売については、物価上昇の影響による供給調整や経済要因による需要変動を受け、枝肉単価は4,199円（前年対比92.6%）とやや下落し、販売高は5億4,265万円（前年対比92.3%）となりました。



いなみトマト祭り

3. 購買事業

生産資材については、生産コストの削減および農産物の品質向上を目的として、以下の取り組みを行いました。

- ①肥料価格の抑制を図るため事前予約を実施し、全国集約銘柄「国産高度化成444」を2,619袋、兵庫県独自の取組銘柄「JA園芸化成S500」を378袋、JA兵庫南の重点取組銘柄「JA兵庫南化成48号」を8,373袋供給しました。
 - ②健全な土壌環境づくりによる農産物の品質向上を目指し、地域資源を活用した「ケイカル・転炉さい」の利用を推奨するとともに、環境保全型農業の推進に取り組みました。
 - ③営農組合や大規模農家などの担い手農家に対して、大型規格や大型直送規格の農薬を推奨し、生産コストの低減につながりました。
 - ④営農組合や担い手農家等を中心にJAグループ兵庫推奨トラクター（25馬力）を2台供給しました。
 - ⑤近隣のホームセンターの肥料・農薬の小売価格を定期的に調査し、価格設定の参考としました。
- また、予約申込を中心に「引き取り値引」及び売り出し時には「持ち帰り値引」を設定し、農家の生産コスト軽減に努めました。

生活購買については、シロアリ防除・住居リフォーム等の普及活動を行いました。また、各営農経済センターおよび支店において「聞こえの相談会」を実施しました。



ケイカル・転炉さい



農機センター 大展示会

4. 保管事業

低温農業倉庫については、主にふぁ～みんSHOPで販売する直売米及び全農に販売する大麦等を保管しました。室温や穀温の管理とともに、ネズミ等の被害が出ないように粘着トラップを数か所に配置し、品質管理に努めました。また、定期的に倉庫内の燻蒸処理を実施することで虫等の発生の予防に努めました。

5. 加工・利用事業

令和7年産米の荷受重量は、価格高騰の影響による作付面積の拡大や全国的に豊作傾向も相まって施設利用が増加し、5,908トン（前年対比118.5%）となりました。

麦類についても、収穫期の天候にも恵まれ、大麦の荷受重量は1,943トン（前年対比157.7%）、小麦の荷受重量は357トン（前年対比110.1%）となりました。

水稻苗の出荷数量は稚苗57,837箱、成苗60,787箱の合計118,624箱（前年対比108.6%）となりました。

野菜苗の出荷数量は277万本（前年対比96.2%）となりました。

加工事業では、地元産白大豆を使用した豆腐を中心に厚揚げ等の加工品を販売するとともに、お客様の需要に合わせ、惣菜コーナーでは地元産野菜を使用した商品、管内産のお米を使用したおにぎり等の新商品を増やすことで品揃えを強化しました。カフェコーナーでは季節限定商品を提供することで販売強化に努めました。

また、大麦関連商品の「米粒麦（べいりゅうばく）」、米粉関連商品の販売PRに努めました。

主な加工品の取扱高は、豆腐1,161万円（前年対比98.4%）、惣菜2,530万円（前年対比116.9%）となりました。



大麦商品



米粉商品



にじいろふぁ～みん、お惣菜（おにぎり）

6. 農業経営事業

にじいろ農園では、サツマイモ収穫体験や景観作物（ネモフィラ、コスモス、ひまわり）の栽培を行い、多くの来場者に喜んでいただきました。

にじいろ果樹園では、ぶどう・ブルーベリーを栽培し、ふぁ～みんSHOP・にじいろふぁ～みんでの販売や「カフェコーナー」での食材として活用しました。

新規就農育成ハウスでは、兵庫県楽農生活センターと連携し新規就農者の受入を行い、栽培から出荷までの一括サポートによる新規就農者の就農支援を行いました。

7. 信用事業

市場や環境の変化を見据え、組合員・利用者のニーズに寄り添った取り組みを実施しました。出向くワンストップによる相談活動で組合員・利用者の利便性を高めるため、金融共済渉外担当者の育成を図りました。JAトータルサポートセンターを活用し、組合員・利用者の多様なニーズに応えるサービスの提供に取り組むとともに、環境の変化に対応し投資信託及び融資の事務管理体制の充実に努めました。またモニタリング体制の強化による事務処理の適正化、不祥事や不適切な契約の撲滅に向けた教育・研修を実施しました。

持続可能な経営を実現するため、収益性の確保および組織基盤の強化を重要課題と位置づけ、以下の8点に取り組みました。

- ①安定した資金調達のため年金・給与振込者の増加に取り組みました。
- ②組合員・利用者からの多様なニーズに対応できる職員の育成を図り、相談・ニーズに添った提案活動に取り組みました。
- ③インターネット・ATMの活用を案内し利用者の利便性を高め、支店窓口ではスマイルナビ（タブレット）を活用し業務の効率化を図りました。
- ④住宅ローンを中心とした貸出金残高の伸長と、ネットローンの普及による小口ローンの取り扱い件数増加に取り組みました。
- ⑤農業融資に関する相談機能を強化するとともに営農渉外担当者と連携し、農業資金のニーズ喚起を行いました。
- ⑥事務の指導強化、管理及びコンプライアンスの徹底に取り組み、事務リスク軽減と事務の堅確性向上を図りました。
- ⑦JAトータルサポートセンターの認知拡大に努め、組合員・利用者への相談業務に取り組みました。
- ⑧コンプライアンス勉強会等を活用し内部統制の整備・運用に努め、事務リスク軽減と事務の堅確性向上を図りました。



JA トータルサポートセンター明石



JA トータルサポートセンター加古川

JAトータルサポートセンター（明石・加古川）

営業時間：月～金… 9：30～17：30
土・日…10：00～17：00

休 日：水曜・祝日

取扱い業務

相続相談・ローン相談・資産運用相談・共済の相談・成年後見制度の相談
不動産の有効活用・専門家への取り次ぎ等

8. 共済事業

（1）長期共済

『3Q活動※』によるアフターフォローと公的保険制度を踏まえた総合保障点検の取り組みで「安心」と「満足」をお届けするために、組合員・利用者とのコミュニケーションを活発に行いました。

渉外活動では「ひと・いえ・くるま」の共済総合保障と信用事業を含めた渉外体制によるワンストップサービスを実施し、組合員・利用者の利便性向上に取り組みました。

建物共済JA審査員および自然災害損害調査員の増員、緊急時対応マニュアルを作成し、大規模自然災害等における損害調査体制の構築を図りました。

また、コンプライアンスに対する教育・研修を行い「組合員・利用者本位の業務運営」に取り組みました。

※ 3Q活動とは、加入世帯のご家族の近況や共済金の請求漏れの確認と併せて、将来の備えについて保障点検を行うことです。

（2）短期共済

くるま分野では、新規契約については定期的に「自動車見積キャンペーン」を実施し、他社加入情報収集による新規契約の拡大に取り組みました。継続契約については早期に案内し、グレードアップによる保障充足に取り組みました。

9. 経営管理

(1) 経営管理

地域の農業者や担い手の減少に伴い、正組合員数も減少傾向にあります。そのような中、当JAでは准組合員を正組合員と共に地域農業を支える重要なパートナーと位置づけ、その意見を運営に反映させる方針をとっています。そのため、支店別総代懇談会や利用者懇談会の開催、常勤役員による担い手農家訪問などを通じ、正組合員および准組合員の声を経営に活かすべく取り組んできました。

支店別総代懇談会においては、持続可能な地域農業の発展と経営基盤強化を目指す「営農経済事業の成長効率化プログラム」の進捗状況や、「貯金特化型店舗」への移行等について説明し、いただいた貴重なご意見については、令和8年度以降の施策へ適切に反映させるべく検討を進めてまいります。

また、組織基盤強化に向けた組合員拡充活動については、正組合員、女性正組合員、准組合員それぞれに目標を設けて加入促進に取り組んだ結果、組合員数は1,435名増の67,374名となりました。

(2) 広報

組合員向けの広報誌「ふぁ～みん」や地域コミュニティ誌「ぶちふぁ～みん」では、組合員や生産者・利用者の皆様の声に寄り添い、役立つ情報提供を届けることに努めました。広報誌「ふぁ～みん」では、作る人・食べる人をつなぐ架け橋となる誌面を目指し、旬の農産物を紹介する「四季旬菜」コーナーと動画を連動させる工夫をしました。こうした取り組みが実を結び「総合の部」「組合員向け広報誌の部」でJA兵庫中央会より奨励賞を受賞しました。また、組合員や地域住民との関係をより深めるため、地域に密着した情報と職員の紹介などを掲載した「支店事業所だより」を通じて、職員の顔が見える身近な関係づくりにも取り組みました。

JA兵庫南の旬な情報をいち早くお届けできるよう、ホームページやInstagramでの情報発信に力を入れました。Instagramでは、より親しみをもていただけるよう新企画として直売所の職員による商品紹介などを実施しました。

ラジオ関西の番組のコーナー「谷五郎のこんにちわ ふぁ～みん」（毎週日曜日11:00～）では、JAの各事業の紹介を中心に、生産農家や青壮年部、女性会の皆様にご出演いただき、JA兵庫南の取り組みを親しみやすく発信しました。

(3) 地域貢献活動

「ふぁ～みん食農教育支援金」を通じ、管内の学校や地域団体による食農教育を幅広く応援しました。令和7年度は、新たに6つの団体を加えた71団体へ306万円を助成し、延べ16,000名の方々に参加いただきました。この活動を通じて、食の大切さや農業の役割、地域の食文化について学び、次世代の成長を促す機会を支援しました。

高齢者見守り活動では、地域の皆さまが安心して暮らせるよう、組合員や住民の方々の異変にいち早く気づき、緊急時には警察や消防へ迅速に連絡する体制を整えています。また、支店ふれあい委員やJA女性会、JA役職員が協力し、公共施設や各事業所の周辺で地域清掃活動に取り組みました。

(4) 人事・教育

令和7年度は、地域の組合員に寄り添った幅広い相談業務に対応するため、担当職員には連合会・行政等が主催する研修会・各種検定・資格試験への参加を積極的に推奨しました。また、涉外トレーナーを全支店、ローンプラザ、経済本店に配置し、涉外担当者の技術面、精神面のサポートを行い、その成長を促しました。さらに女性涉外担当者を継続して配置し、将来を担う女性管理職層の育成にも努めました。

令和7年度の女性育休取得者は6名、男性育休取得者は3名となり、子育て世代が働きやすさを実感できる職場環境の整備に注力しました。全職場で1on1ミーティングを導入し、風通しのよい職場環境づくりと各認証制度取得に積極的に取り組みました。9月には厚生労働省の「トライくるみん」、12月には当組合の各サポーター制度が先進的な取り組みと評価され、県下JAでは初めてとなる「ひょうご仕事と生活の調和推進表彰企業」を受賞しました。さらに3月には「明石市高齢者応援企業」「あかし子育て応援企業」の認定を受けました。

サステナビリティに関する取り組み

項目	令和7年度実績	目標	備考
正職員新規採用数	20名 (男性10名、女性10名)	10名以上の採用	—
新卒3年以内離職率	9.5%	10%以内	全国平均33.8%※1
障がい者雇用率	2.9%	2.5%以上	令和7年度法定雇用率2.5%
管理職の女性比率	8.4%	令和12年までに 15.0%以上	全国平均13.1%※2
正職員男女の 給与比率	女性89.2%	女性80%以上	全国平均女性75.8%※3
男女別育児 休業取得率	男性30.0% 女性100%	男性50%以上 女性100%取得	全国平均男性40.5% 女性86.6%※2
育児休業後の復職率	男性100% 女性100%	男性100% 女性100%復職	全国平均男性97.3% 女性93.2%※2

※1 厚生労働省 新規学卒者離職状況（令和7年10月公表）

※2 厚生労働省 令和6年度雇用均等基本調査

※3 厚生労働省 令和6年度賃金構造基本統計調査

（5）内部監査

JA兵庫南の事業経営目標の達成と健全かつ継続的発展に役立つことを目的に、不正・不祥事防止態勢・内部統制の整備状況に重点を置いた監査を実施しました。また、問題点の発見・指摘にとどまらず、業務の有効性・効率性向上に役立つ措置提案に努め、必要に応じて監査実施先だけでなく本店指導部署への措置提案も行いました。

（6）コンプライアンス（法令遵守）

コンプライアンス・プログラムの実践によるガバナンスの強化・利用者保護管理体制の徹底・内部牽制機能の強化・危機管理体制の整備に取り組むとともに、不正・不祥事防止体制の強化及びマネー・ローンダリング等金融犯罪対策に関する取り組み強化に努めました。これに加え、令和7年度に発生した不祥事を踏まえた再発防止策を策定し実施しました。



事業活動のトピックス（令和7年度）

4月

- 1日 入組式
- 1日 みのり監査法人監査 期末Ⅰ
- 6日 にじいろふぁ～みんで「いなみトマト祭り」開催
- 17・18・21日 期末監事監査
- 22・24・25日
- 19日 JA兵庫南グループスタートダッシュ大会を開催
- 24日 第27回JA兵庫南女性会総会
- 26日 にじいろふぁ～みんで「六条大麦フェス」開催
- 30日 みのり監査法人監査 期末Ⅱ



入組式



JA 兵庫南女性会

5月

- 1・2・7・8日 みのり監査法人監査 期末Ⅱ
- 2日 管内小学生たちが農協施設を社会科見学
- 9日 渉外担当者決起大会（加古川プラザホテル）
- 18日 「にじいろミュージックフェスティバル」を開催



農協施設の社会見学



ちゃぐりんスクール開校

6月

- 16～19日 総代会事前説明会
- 21日 ちゃぐりんスクール開校式
- 22日 第10回「JA 兵庫南組合長杯」小学生ソフトボール大会
- 23・24日 スイートモーニング・いなみ野メロン販売開始
- 28日 第26回通常総代会
- 29日 第19回「JA 兵庫南ふぁ～みん杯」ソフトボール大会



通常総代会

7月

- 1日 「1on1ミーティング」を開始
- 1日 「野菜ウニ」試食会
- 8日 第1回JA利用者懇談会
- 10日 二見支店で「町ぐるみ健診」開催
- 26日 いなみ朝市38周年記念大売出しを開催
- 30日 職員向けの共済仕組み勉強会開催



ふぁ～みん感謝祭

8月

- 6日 第2回JA利用者懇談会
- 7日 ちゃぐりんスクールで加古川和牛ツアー開催
- 7日 鉄鋼スラグを利用した土づくり勉強会
- 12日 特産品「志方いちじく」が初出荷
- 13日 第10次中期経営計画策定会議
- 21日 ふぁ～みん感謝祭（稲美会場）開催
- 31日 「JA 兵庫南組合長杯」高砂市スポーツ少年団軟式野球大会



利用者懇談会



SUGOJYO 総踊り大会

9月

- 2日 JA女性会SUGOJYO総踊り大会
- 4日 ふぁ～みん男ディカレッジ開講式
- 8日 第3回JA利用者懇談会
- 9～12日 みのり監査法人監査 期中Ⅰ
- 16日 二見支店デジタルサイネージ除幕式
- 17日 ふぁ～みんレディースカレッジ開講式



二見支店
デジタルサイネージ除幕式

9月

- 18日 神野支店で「親子金融教室」を開催
- 25日 厚生労働大臣より「トライくるみん」認定

10月

- 7日 JA女性会本部役員と常勤役員の懇談会
- 8日 第4回JA利用者懇談会
- 17日 東播磨地域43試験区の水稲収量調査を実施
- 20～24日 上期監事監査
- 28日

11月

- 1～30日 にじいろふぁ～みん「10周年祭」を開催
- 5日 ふぁ～みんSHOP 魚住リニューアルオープン
- 7日 第5回利用者懇談会
- 8日 ふぁ～みん祭り（明石播磨ブロック）
- 16日 ふぁ～みん収穫祭（加古川ブロック）
- 22日 総代研修会
- 26日 ふぁ～みん祭り（高砂ブロック）
- 28日 役員コンプライアンス研修会

12月

- 1日 県内JA初「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」受賞
- 10日 近畿地区JA青年大会
- 18日 「東播磨地域大麦生産者大会」を開催
- 19日 「水稲乾田直播栽培研修会」を開催
- 20日 ちゃぐりんスクール閉校式
- 24日 ふぁ～みんSHOP魚住にてロッカー型自販機設置
- 25日 県との意見交換会

1月

- 9日 「農地法研修会」を開催
- 13日 営農渉外研究発表大会
- 15日 第6回利用者懇談会
- 28日 女性会フェスタ・全国家の光大会

2月

- 5日 ふぁ～みん男ディカレッジ閉講式
- 5・6・9日 みのり監査法人監査 期中Ⅱ
- 9・10日 支店別総代懇談会
- 12・16日
- 12日 第7回JA利用者懇談会
- 20日 ふぁ～みんレディースカレッジ閉講式
- 24日 兵庫県JA営農指導員発表大会

3月

- 4日 JA青壮年部とJA幹部が語る会
- 11・12日 みのり監査法人監査 期中Ⅲ
- 14日 組合員協同セミナー
- 25日 天満支店竣工式（グランドオープン）
- 30日 役員コンプライアンス研修会



水稲収量調査



にじいろふぁ～みん 10周年



ふぁ～みん収穫祭
（加古川ブロック）



総代研修会



ロッカー型自販機



女性会フェスタ



JA 利用者懇談会



組合員協同セミナー

5. 協同活動ハイライト（令和7年度）

「安心」「笑顔」の種を蒔き、 未来へ「つながる」実をつくろう

このメインテーマには、組合員をはじめ地域の皆様から、「JA兵庫南があって良かった！」と言っていただける協同組合をめざして全役職員が一丸となって業務に取り組む意志を込めています。

I. 安心して続けられる農業の実現（地域営農振興計画）

販売力の強化

米価格の高止まりが続き、依然として情勢は不安定です。JA兵庫南では、生産者の方から集荷したお米の一部を直売米として確保し、地域の皆様へ直接お届けできるよう直売所での販促活動などに取り組んできました。今後も、地元のお米を皆様にお届けする地産地消を振興してまいります。

また、新たな果樹ブランド立ち上げに向けて、ぶどう研究会を設立いたしました。直売所での販促イベントを通じた栽培品種のPRや、講習会や意見交換会を開催し、栽培暦を作成するなどの活動に取り組んでいます。ぶどうのブランド化と品質向上を図るため、品質確認を含む意見交換会を今後も定期的に開催していきます。



みどりの食料システム戦略に沿った化学肥料削減への取り組み

みどりの食料システム戦略に沿った化学肥料削減への取り組みとして、生産農家の協力の下、ピーナツ皮やみりんカスを混ぜた籾殻堆肥の製造試験を実施しました。製造した堆肥については春野菜に向けて実証実験を行う予定です。

また、ヘアリーベッチやれんげなどの緑肥を活用した有機肥料による農作物づくりにも引き続き取り組んでおり、栽培面積を確保しています。

環境に配慮した肥料を通じて、これからも地球に優しい農業を実践してまいります。

	ヘアリーベッチ	れんげ	合計
栽培面積	103.5ha	50.6ha	154.1ha

組合員の高齢化、労働力不足に対する取り組み

地域農家が直面する労働力や後継者不足の問題に対して、地域の人材とのマッチングを進めています。具体的には、農業求人サイトの利用拡充を図り、農業関連の労働者不足を補うために、JA関係の募集も含めた農業関連求人掲載件数は74件に達しました。

また、援農ボランティアの取り組みについては、延べ33名のボランティアが登録されています。これらの活動を通じて、地域農業の持続可能な発展に向けた人材確保に努めています。

鳥獣害対策の推進

管内において畑の農作物を狙う鳥獣害が多発しており、被害を抑えるため、組合員の要望に即した対策資材の予約を受け付けました。電気柵および関連機器の購入金額の半額を助成する「獣害被害防止対策支援事業」も組合員に向けて引き続き提供し、組合員の獣害対策を後押ししていきます。

安心・安全な食の提供

農産物の安心・安全を図るため、直売所出荷登録生産者には4月から5月にかけて農業講習会を実施いたしました。参加できなかった出荷者に対しても追加で講習会を行い、全員の受講を徹底しました。また、ピックアップした加工品出荷者へは訪問点検を行い、衛生管理に努めています。

営農指導体制の確立・強化

営農渉外活動に関しては昨年度の情勢を受け、米集荷に向けた声掛けを中心として、適期営農指導、情報提供といった訪問活動を行いました。

また、成長効率化プログラムを通じて営農渉外の体制整備について協議しました。営農指導強化プランの見直しや育成プランの確立を通じて出向く営農指導体制を強化し、営農相談窓口の充実を図ります。

Ⅱ. 笑顔あふれる地域づくり

次世代・若年層の組合員との関係強化

地域の学校や団体が行う食育活動や農業体験、環境学習などを支援し、次世代を担う子どもたちに「食」と「農」の大切さを伝えることを目的とした「ふぁ～みん食農教育支援金」において、本年度も新規団体6団体を含めた71団体に申請いただきました。

来年度も農業を身近に感じていただけるような体験の場をこれからも作っていきます。



学校との連携

高校生の視点から特産品の活用やJAの課題を探究してもらう「探求学習アドバイザー」として、加古川南高等学校の皆様にご協力いただき、課題解決に向けて協議しました。

また、摂南大学の学生の方々にも、施設見学や生産者視察を通じて、これからの農業について考えていただきました。今後も次世代が農業に関心を持ち、関わる機会を増やしていきます。

組合員組織活動の活性化と連携強化

准組合員の意思反映と運営参画を促進する取り組みとして、准組合員によるJA利用者懇談会を7回実施しました。これによりJAの事業に対する理解を深め、利用促進に努めています。

相談機能の充実

JAトータルサポートセンターを運営し、相談機能の拡充と拠点網の強化を図ることで、より地域に密着した総合的なサポート体制の構築を行っています。また、ローンプラザオフィス加古川・明石にて年間9回の休日相談会を開催し、平日にご来店が難しい利用者の方へ相談機会を提供しています。

Ⅲ. 次代へつながる経営改革の実践

組合員の増加

正組合員数累計 13,868名
准組合員数累計 53,506名となり、
3月末の組合員総数は67,374名となりました。



組合員との対話強化

生産者の意見や要望を伺いながら情報提供を行うことを目的に、常勤役員と経済担当職員による担い手訪問を行っています。対話を通じて得られた情報を元に、よりよい農協運営を構築していきます。

デジタル技術の活用

Wi-Fiを全支店に設置し、Web面談ができる環境を整えました。共済事業ではオンライン面談が完全導入されており、いずれ信用事業などの他事業でも利用できるよう対応中です。

優秀な人材確保のための雇用施策

昨年度大きく見直した新ルールのもとで、新たな登用試験・役員面接を実施し、いままで大きく貢献していただいた契約職員に対し、正職員登用を行っています。仕事への取り組み状況を処遇へ反映できる仕組みづくりを行い、職員一人ひとりの成長と組織の強みを活かして、利用者へのサービス向上に努めていきます。

総合的な事業による農業振興・地域活性化支援

支援項目		支援内容	7年度実績
営農継続特別対策	JA出荷米に対する支援	令和7年度米出荷に対して 30kg当たり450円(15円/kg)	1,466件 40,600千円
	大麦・小麦JA出荷に対する支援	令和7年度大麦・小麦出荷に対して 30kg当たり60円(2円/kg)	62件 3,986千円
ハウス導入支援事業		建設資金の一部を助成 導入資金(税抜)の1/3【上限50万円】	1件 500千円
獣害被害防止対策支援事業		電気柵と関連機器の購入代金(税抜)の1/2 【上限3万円】	151件 2,866千円
草刈機(ハンマーナイフモア)導入支援事業		ハンマーナイフモアの購入代金(税抜) の1/5【上限10万円】	13件 1,283千円
土壌分析支援事業		土壌分析費用(税抜)の1/2	293件 245千円
ふぁ～みん食農教育支援金		食農教育への取り組みを行う活動に対し、 費用から収入を差し引いた金額 【上限5万円】	71件 3,066千円
農業融資(アグリマイティー資金等)		0%金利 (農機具をJAで購入等の条件あり)	27件 78,720千円



ご案内

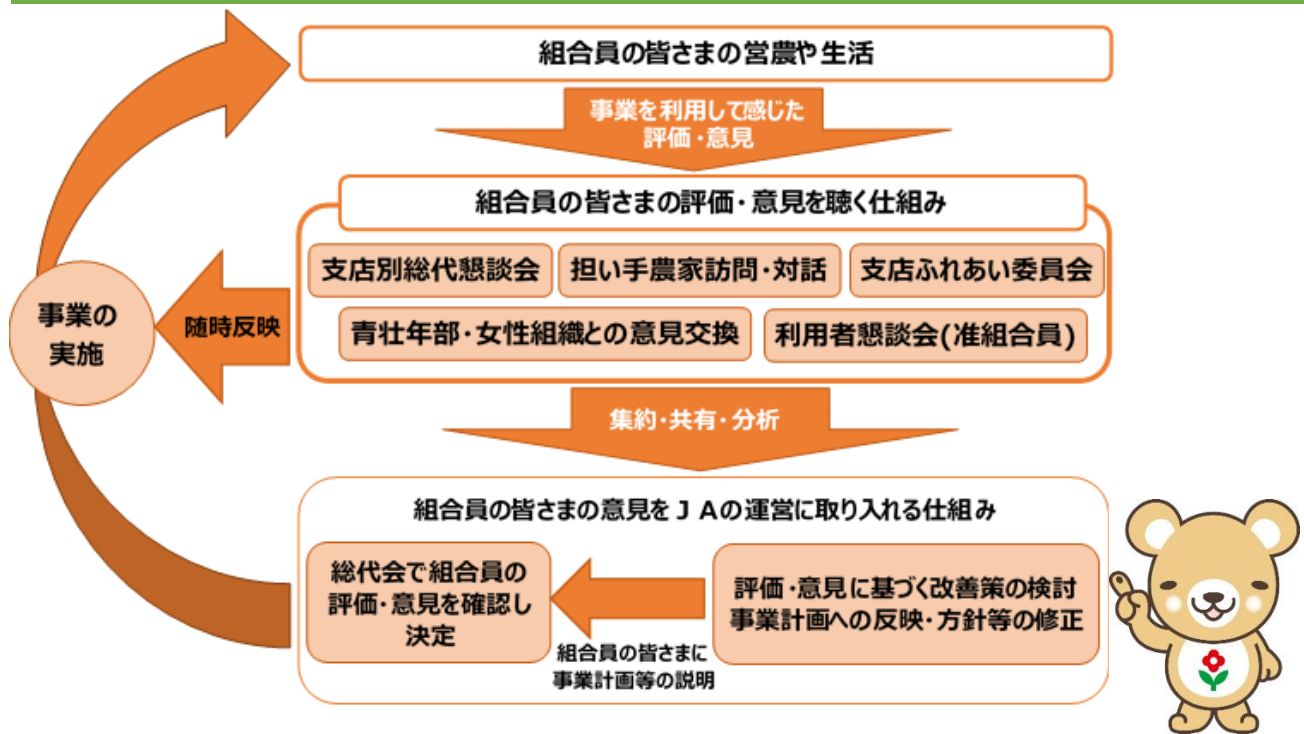
イベント、商品紹介、事業等については、
当JAの広報誌「ふぁ～みん」や
ホームページでもご案内しています。

ホームページアドレス <http://www.ja-hyogominami.com/>

ホームページは
こちらから



組合員・利用者の皆さまの声をJAの運営に反映する取り組み



組合員の皆さまの評価・意見を踏まえたJA兵庫南の取り組み



若手農家のJA離れが進んでいる。
JAのメリットなどが広く伝わるよう情報提供に力を入れてほしい。

若手農家をはじめ多くの農家にJAの取り組みやメリットを理解していただくため、農家訪問による対面での情報提供に引き続き力を入れてまいります。あわせて、情報提供ツールとして営農情報メールの配信やnimarujAの利用拡大を図り、より多くの農家へ迅速に情報を発信できる体制の強化に努めてまいります。



将来、高齢で支店に行けなくなった場合、自宅訪問での手続きなど対応してもらえるのか。

高齢などでご来店が困難な場合につきましても、当JAでは現在、職員がご自宅へ訪問して手続きを行っています。お困りの際は、お住まいの地域の支店または担当の渉外担当者までお電話いただければご自宅まで訪問させていただきます。



現在、生協などの事業者が実施している買い物が困難な方に対して、商品のお届けや移動販売車による対応を検討してほしい。また、集客が期待できる場所で、事前告知のうえ出前販売を実施してほしい。

令和7年度については加古川支店前・米田支店前にて出張販売を行いました。地域の皆様から大変好評であり、令和8年度については貯金特化型店舗前での開催も含め、出張販売を行っていきたいと考えております。イベント日等告知をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。



6. 農業振興活動

JA兵庫南は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展をめざして、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

消費者に安全・安心な農産物を提供するため、JAで荷受する米・麦・大豆・野菜などの全出荷者に生産日誌記帳ノート等を提出していただき、農薬使用における適正使用の徹底を図っています。



水稻新品種「コノホシ」
田植え

2. 集落営農組織の育成・支援

米・麦・大豆を作付けする営農組合等の担い手への農業所得確保に向け、栽培指導の強化に努めています。また、スマート農業の研究や実践といった取り組みをしています。



JA グループ兵庫×Kubota
RTK 基地局開局

3. 地産地消の取り組み

管内に8店舗の農産物直売所（ふぁ～みんSHOP）を設置し、新鮮で安全・安心な地元農産物を供給し、地域の消費者に喜んでいただける店舗づくりをめざしています。

農家の生産力を向上させて直売所への出荷量を増やすための講習会や、新規農家の育成や施設園芸の面積拡大をめざして、補助事業の活用やハウス導入経費の一部をJAが助成する取り組みをしています。



にじいろふぁ～みん
「いなみトマト祭り」

4. 農業とのふれあい活動

“「安心」「笑顔」の種を蒔き、未来へ「つながる」実をつくろう”をメインテーマに、児童を対象に農業体験を開催し農業への理解を深めました。また、「ふぁ～みん食農教育支援金」により各種団体の食農教育活動を支援しています。



青壮年部
さつまいも苗植え付け体験

5. 食育の取り組み

ちゃぐりんスクールの開催並びに、水稻や野菜の植付・収穫体験イベント・料理教室などを各地域で開催することにより、消費者とのふれあい活動を実施し、農業への理解を深め広げる活動に取り組んでいます。



ふれあいイベント
玉ねぎ収穫体験

7. 地域貢献情報

JA兵庫南は、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

① 環境問題への取り組み状況

- ・持続可能な農業の確立に向け、(株)神戸製鋼加古川製鉄所の鉱さい（製鉄工程で産出される副産物）を原料とした肥料（ケイカル、転炉さい）の勉強会を開催しました。
- ・地球温暖化防止のために加古川市と「加古川市ゼロカーボンパートナー」協定を結びました。
- ・省エネルギーを実践するため、「クールビズ」の実施に取り組んでいます。
- ・農業用廃プラスチック・不要農薬の回収を実施しています。

② 各種募金活動・公益団体などへの寄付を行っています。

③ 献血活動の実施



鉄鋼スラグを利用した
土づくり勉強会



募金活動



献血（日本赤十字社と連携）



2. 地域貢献活動

（1）地域からの資金調達の状況

① 貯金残高（令和8年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当座性	259,099
定期性	413,413
小 計	672,513
譲渡性	—
合 計	672,513

（2）地域への資金供給の状況

① 貸出金残高（令和8年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	—
その他制度資金	1
農業関連融資	397
事業関連融資	5,909
住宅関連融資	181,285
生活関連融資	5,290
その他	232
合 計	193,113

（3）文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

組合員・地域住民を対象とした健康診断活動、高齢者福祉活動、地域助け合い活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

道路の清掃活動などの社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。



清掃活動



町ぐるみ健診



地元小学校へちやぐりん寄贈

3. 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会を開催するほか、契約栽培の拡大や直売所での農産物販売拡大、また地元量販店への出荷拡大等に取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農経済センターに営農渉外係を配置するとともに、関係機関と連携し、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズにこたえていくため、農業融資担当部門と営農経済部門とが連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

(4) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、営農経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。また、営農に必要な設備・運転資金・補助金のつなぎ資金として、各種プロパー農業資金を用意しています。

(5) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支店運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

次代を担う地域の小学生等に対しては、農業への理解を促進するため、ちゃぐりんスクールをはじめ、ふぁ～みん食農支援金制度を通じた食農教育活動に取り組んでいます。

また、女性を対象とした「ふぁ～みんレディースカレッジ」、男性を対象とした「ふぁ～みん男ディカレッジ」を開講し、新しい学びと仲間づくりの場として、カルチャー教室を開催しています。

(6) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

8. リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室審査管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・モニタリングを実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・協議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本店各部門・各支店等に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会等を通じて全職員に徹底しています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、下記の通り苦情等受付窓口を設置しています。

金融ADR制度への対応（苦情等受付・対応態勢）

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

ご加入先の支店、または本店 総合リスク管理室（電話：0120-777-052）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター	（電話：078-341-8227）
東京弁護士会紛争解決センター	（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会仲裁センター	（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会仲裁センター	（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合わせください。

共済事業

まずは①の窓口にお申し出下さい。なお、次の外部機関もご紹介いたします。

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、組合員の信頼を継続していくため、組織・運営及び会計の全般にわたり監査を実施するとともに、改善事項の提言を通じて適切な業務の維持・強化に努めています。また、内部監査は年度監査計画に基づきJAの本店各事業部・支店・経済事業所並びに子会社の全部署を対象に実施し、監査結果は被監査部門に通知するとともに、未整備事項の改善取り組みを提案し、その検証結果をフォローアップしています。

個人情報保護方針

兵庫南農業協同組合（以下「当組合」という。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項および第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。なお、安全管理措置のために講じている主な内容について別掲のとおりです。

また、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）については、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に則して、適正に取り扱います。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報（保護法第2条第3項）および労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報（要配慮個人情報を除く））については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

兵庫南農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムおよび情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

兵庫南農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等との関係を遮断するため、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、関係法令等を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、暴力団追放兵庫県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携関係を構築します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

JAバンク利用者保護等管理方針

兵庫南農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

金融円滑化にかかる基本方針

兵庫南農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の認識度合に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するように努めます。
4. 当組合は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （1）組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況●

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、13.93%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実●

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	兵庫南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,630百万円 (前年度3,660百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務 組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしていただきます。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金名	特徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
総合口座	1冊の通帳に＜貯める＞＜借りる＞＜受取る＞＜支払う＞という4つの機能がバック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預入れ金額の90%以内で、最高300万まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	100円 (1,000円以上について)	個人のみ
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	100円 (1,000円以上について)	個人および法人
当座貯金	決済専用の口座としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	—	個人および法人
決済用貯金	いつでも出し入れ自由で、決済口座貯金としてご利用ください。ただしお利息は付きません。貯金保険制度により全額保護されます。	期間の定めはありません。	1円以上	—	個人および法人

貯金名		特徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
通知貯金		7日間の据置期間経過後、お引出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	7日以上2日前のご通知でお引出しできます。	5万円以上 1円単位	1円	個人および法人
貯蓄貯金		普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に応じた利率を適用します。また専用キャッシュカードで、簡単に出し入れできる貯金です。 ＊給与・年金・配当金の自動受け取り・公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。	期間の定めはありません。	1円以上	1円 (1,000円以上について)	個人のみ
スーパー定期貯金		お預け入れは1円からという手軽さ。個人のお客様は、半年複利でさらに有利に運用いただけます。	1か月以上 10年以内	1円以上 1円単位	1円	個人および法人 (複利型：個人のみ)
大口定期貯金		土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕金の運用に最適な大型定期貯金です。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上 1円単位	1円	個人および法人
変動金利定期貯金		6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年 2年 3年	1円以上 1円単位	1円	個人および法人 (複利型：個人のみ)
期日指定定期貯金		お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引き出しになれます。一部お引き出し(1万円以上)も可能です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満 1円単位	1円	個人のみ
財形貯蓄	一般財形貯金	お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。お使いみちは自由です。	3年以上	1円以上 1円単位	1円	個人のみ
	財形住宅貯金	マイホーム取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能です。)	5年以上			
	財形年金貯金	年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万まで非課税です。(分離課税扱いも可能です。)				
積立式定期貯金	エンドレス型	お積み立て目的やご利用日が特にない方におすすめで、不意に資金が必要なおときにお使いいただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	1円	個人および法人
	満期型	ご指定いただいた満期日に一括してお受け取り頂く積立定期貯金です。	7か月以上 10年以内 (据置期間1か月以上3年以内)			個人および法人
	年金型	年金のお受け取りを目的とした積立定期貯金です。老後お受け取りされる公的年金を補完するための貯金です。	1年5か月以上 (据置期間2か月以上10年以内、受取期間3か月以上20年以内)			個人のみ
定期積金		ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	1,000円以上 1円単位	1円	個人および法人

◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

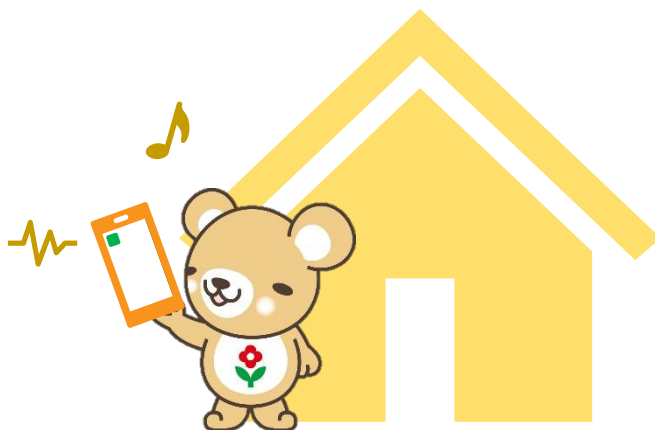
また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体等、農業以外への必要資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
賃貸住宅ローン (基金協会保証)	●賃貸住宅の新築、増改築および補修に必要な資金	100万円以上4億円以内 (10万円単位)	30年以内 (据置期間1年以内) (法定耐用年数以内)
住宅ローン(基金協会保証) (一般型・100%応援型・ 借換応援型)	●住宅の新築、および増改築資金 ●住宅および土地の購入資金 ●土地の購入資金(5年以内に住宅を 新築し居住の予定があること・ 100%応援型は2年以内) ●現在借入中の住宅ローンの借換	10万円以上2億円以内 (1万円単位)	50年以内(1か月単位) 借換の場合残存期間+5年 以内かつ40年以内 貸付期間40年を超える案 件は新築住宅の建築・購 入、土地の購入に限る。
リフォームローン (基金協会保証)	●住宅の補改修資金 ●宅地内の植樹、造園資金 ●門、塀、車庫、物置、台所、浴室等 の設置または改良資金	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	10年6ヶ月以内 (1か月単位)
教育ローン(基金協会保証) (一般型)	●小学校から大学等、各種学校に就学 するお子様の入学金、授業料、その 他の教育費に必要な資金 ●現在借入中の教育ローンの借換	10万円以上500万円以内 (1万円単位)	15年以内(1か月単位) 借換の場合は残存期間内
教育ローン(基金協会保証) (カード型)	●教育施設に就学するお子様の教育 に関する資金	10万円以上700万円以内 (10万円単位)	1年(原則として満65歳 の誕生日までは1年ごと に自動的に継続されま す。) 新規貸越可能期間は対象 のお子様の卒業年度末日 までとします。
多目的ローン (基金協会保証)	●家電製品等の購入や結婚、出産資金 など生活に必要なすべての資金(負 債整理資金、営農資金、事業資金は 除きます)	10万円以上500万円以内 (1万円単位)	6か月以上10年以内 (1か月単位)
マイカーローン (基金協会保証)	●本人及び家族(二親等以内)が必要 とする次の資金(営業用自動車は除 く) ●自動車・バイク購入や点検・修理、 車検、購入に付帯する諸費用。また 運転免許の取得、カー用品の購入、 車庫建設の資金 ●現在借入中の自動車ローンの借換	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月以上15年以内 (1か月単位) 借換の場合は15年から現 在借入中の自動車資金の 経過期間を差し引いた範 囲内
アグリマイティー (基金協会保証)	●農業生産に直結する設備資金・運転 資金 ●農産物の加工・流通・販売に関する 設備資金・運転資金 ●地域の活性化・振興を支援するた めの設備資金・運転資金	個人 5,000万円以内 法人・団体 1億円以内	17年以内 (据置期間3年以内)
カードローン (基金協会保証)	●生活に必要なすべての資金	極度額20万円～300万円	2年 (原則として2年ごとに 自動的に継続されます。)

◇為替業務 全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

為替サービス	お受け取りの貯金口座に確実に入金する振込サービスや小切手・手形の取立を代行しあなたの口座に入金する代行サービスなどがあります。 全国どの民間金融機関でもお取り扱いいたします。
給与振込	給与があなたの貯金口座に自動的に振り込まれるサービスです。 給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。
年金自動受取	年金が受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、またJA以外でお受け取りの方は「支払機関変更届」等により手続きをしていただけます。
自動支払	電気・電話・NHKなどの公共料金や、税金・家賃・授業料・各種クレジット代金などのお支払をあなたに代わって行うサービスです。 お申し込みの手続きには、通帳・お届印などが必要です。
JA家計簿サービス	ご指定された日から1か月分の収支を自動集計し、月々の収支がひと目でわかるように通帳に記帳するサービスです。集計内容は入金合計額、出金合計額、その差額です。希望により、五大公共料金の引落の合計額も記入可能です。
JAカード	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめるJAのクレジットカードです。ボーナス一括払いやリボ払いなどがご利用でき、ポイントサービス・各種特典が受けられます。
投資信託	お金の積極的な運用方法としての選択肢の一つです。少ない金額から投資可能で、専門家がお客様に代わって情報収集や分析をおこないながら運用し、得られた利益をお客様に分配する金融商品です。
国債	新窓販国債、個人向け国債の窓口販売の取り扱いをしています。
JAアンサーサービス	窓口に行かなくても、ご自宅やオフィスから「振込・振替」、「残高照会」などがご利用いただけるサービスです。
ネットバンク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
ネットバンクアプリプラス	個人IB「JAネットバンク（ブラウザ版）」のサービスがアプリでもご利用いただけるようになりました。さらに、一定の条件を満たす場合には、各種届出内容の変更手続きがアプリから行えるほか、プッシュ通知などの新機能も追加されたアプリ版となっております。



手数料一覧（令和8年4月1日現在）

貯金業務手数料

手数料項目	条件		税込手数料
残高証明書（※1出資含む）		1顧客あたり	550円
取引履歴発行	過去10年間	1顧客あたり	550円
	10年を越える履歴の発行	1顧客あたり	1,100円
	伝票の店頭での閲覧、コピーでの開示	1枚につき	220円
マル専関係	手形用紙	1枚	550円
	口座開設	1口座	3,300円
再発行	通帳	1通	550円
	証書	1枚	550円
	ＩＣキャッシュカード	1枚	1,100円
	一体型キャッシュカード	1枚	550円
夜間金庫		1ヵ月	1,100円
公的機関等への取引履歴発行	3ヵ月超	1～10枚	440円
		11枚以上（10枚毎に330円加算）	
相続時口座照会手数料		1回	5,060円
未利用口座管理手数料※2		年間	1,320円

※1 出資、信用取引等の複数取引の残高証明発行についても、1顧客当たり550円の手数料をいただきます。

※2 適用条件は、令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座のうち、お預入れやお引出し（当該口座の利息入金や本手数料の引落しを除く）、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。ただし、当ＪＡで信用事業の融資商品※お借入がある場合、もしくは貯金残高が10,000円以上の当該口座は対象となりません。
※住宅金融支援機構を委託元金融機関とする融資商品は含みません。なお、お客様番号が複数ある場合など、お取引の状況によっては未利用口座管理手数料の対象となる場合がございます。

手数料を免除するもの

- ①通帳、証書、キャッシュカードの再発行については、結婚、養子縁組、離婚等による名義変更に伴う再発行依頼の場合
- ②不稼働口座の未利用口座において、通帳を紛失していて、残高が再発行手数料に満たない場合
- ③①、②の手数料免除の判断は、個別に対応いたします。

貸付金手数料

手数料項目		条件	税込手数料	備考
住宅資金実行手数料 （ＪＡ住宅ローン・生活環境整備資金・賃貸住宅ローン）			55,000円	有担保
			11,000円	無担保
繰上返済手数料（ＪＡ住宅ローン・生活環境整備資金・賃貸住宅ローン）				
全額	特約固定・長期固定型 （1件）	（実行～10年以内）	33,000円	
		（10年超） 1,000万以上	22,000円	
		500万以上1,000万未満	11,000円	
		500万未満	5,500円	
	変動金利型（1件）		5,500円	
一部	変動・特約・長期固定	繰上返済額は10万円以上	5,500円	
※協同住宅ローン(株)保証付ＪＡ住宅ローンについては、最大5,500円（全額繰上返済11,000円）の協同住宅ローン(株)に対する繰上返済手数料が別途必要となります。【返戻保証料の範囲内】				
※一部繰上返済はＪＡネットバンクからもお申込みいただけます（一部対象外あり）。なおＪＡネットバンクを利用される場合の繰上返済手数料は無料、繰上返済1回あたり最低返済額は10,000円とし、約定返済後残高の90%が返済上限額となります。				
繰上返済手数料（マイカーローン、教育ローン等生活関連ローン）				
全額	変動・固定		無料	
一部	変動・固定	繰上返済額は10万円以上	5,500円	
※一部繰上返済はＪＡネットバンクからもお申込みいただけます（一部対象外あり）。なおＪＡネットバンクを利用される場合の繰上返済手数料は無料、繰上返済1回あたり最低返済額は10,000円とし、約定返済後残高の90%が返済上限額となります。				
貸付金全般				
返済方法変更	（例）特約固定→再度特約固定選択 変 動→特約固定選択		5,500円	
条件変更			5,500円	変更契約・延期書等を交わす場合 （保証人変更、期限短縮・延期） ※繰上返済を伴う期間短縮を除く
	金利変更に係るもの		55,000円	
担保物件の差換え・一部抹消			11,000円	当初より稟議された案件は5,500円
各承諾書			11,000円	
極度増額・設定順位の変更			11,000円	
年末残高証明発行	1通		440円	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は無料
カードローン	新規		無料	口座管理手数料
	カード再発行		1,100円	
保証契約に関する情報提供	1通		440円	

為替関係手数料

手数料項目	条件			税込手数料
送金	普通		自ＪＡ本支店	440円
			他行	660円
振込	窓口	電信	3万円未満	自ＪＡ本支店 無料 他行 550円
			3万円以上	自ＪＡ本支店 無料 他行 770円
		文書	3万円未満	自ＪＡ本支店 無料 他行 440円
			3万円以上	自ＪＡ本支店 無料 他行 660円
	ＪＡアンサーサービス		自ＪＡ本支店	無料
			他行	440円
			他行	660円
			他行	660円
その他	送金・振込組戻料		1件	660円
	貯蓄貯金スイング手数料・・・・・・・・・・1回につき55円			
	定期スイング手数料・・・・・・・・・・1回につき55円			

ＡＴＭ手数料（信連）

手数料項目	条件			税込手数料
振込	自動機	キャッシュカードによる振込（口座振込）	3万円未満	県内ＪＡ 無料 県外ＪＡ 165円 他行 165円
			3万円以上	県内ＪＡ 無料 県外ＪＡ 330円 他行 330円
		現金による振込（現金振込）	3万円未満	県内ＪＡ 無料 県外ＪＡ 330円 他行 440円
			3万円以上	県内ＪＡ 無料 県外ＪＡ 440円 他行 660円

代金取立手数料

手数料項目	条件		税込手数料
電子交換	即日入金		無料
	即日入金以外		660円
個別取立※			1,100円
その他	不渡手形返却料	1件	880円
	取立手形組戻料	1件	880円
	取立手形店頭呈示	1件	660円
	（但し、取立費用が660円以上の時は実費）		

※電子交換できない手形・小切手など郵送対応が必要となるもの

定時自動送金・集金手数料

手数料項目	条件			税込手数料
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自ＪＡ本支店	無料
			他行	330円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自ＪＡ本支店	無料
			他行	550円
別途、振替手数料				55円
定時自動集金				77円

ＪＡネットバンク手数料

利用手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料

振込手数料

手数料項目	条件			税込手数料
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自ＪＡ本支店	無料
			他行	165円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自ＪＡ本支店	無料
			他行	330円

法人JAネットバンク

利用手数料

項 目	利用料金（税込）	
基本サービス（照会・振込サービス）	月額	1,100円
基本サービス+データ伝送サービス	月額	2,200円
伝送サービス振込手数料	1件	55円

振込手数料

手数料項目	条件			税込手数料
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	165円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	330円

JAアンサーサービス手数料

利用機器	サービス内容	サービスメニュー		利用料金（税込）		
				契約料金	基本料金	従量料金
ホームユース 端末機	照会	貯金残高照会、振込入金照会、 入出金明細照会、取立入金照会	1 件 あ た り	無料	2,200円	—
	資金移動	振込、振替			1,100円	—
パソコン	照会	貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細 照会、取立入金照会		無料	3,300円	—
	資金移動	振込、振替			2,200円	—

複数の機器を利用している場合は、各利用機器の中で最も高い料金を適用します。

両替手数料

金種の 合計枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚以上
税込手数料	無料	330円	550円	500枚毎に550円加算

※新券・記念貨への両替は対象外とします。

両替の際、ご持参された紙幣・硬貨もしくは、両替で受け取られる紙幣・硬貨の内、いずれが多い枚数とします。

また、両替金をお届けする場合にも、上記基準の料金体系とします。

両替機手数料

金種の 合計枚数	1枚～300枚	301枚～500枚	501枚～1,000枚
税込手数料	200円	300円	400円

※キャッシュカードをお持ちの方は1日1回、100枚まで無料とします。

両替機は、播磨支店・加古川支店・伊保支店に設置しています。

硬貨入出金手数料

硬貨の 入出金枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚以上
税込手数料	無料	330円	550円	500枚毎に550円加算

※伝票類が複数枚でも実質的に1回の取扱いにあたる場合は、その合計枚数で手数料をいただきます。

〔共済事業〕

JA共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。
3Q 訪問・3Q コールを通じて、組合員・利用者にご満足いただけるよう保障提供活動に努めていきます。

JA共済では、これからも皆様の暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。



「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、皆さまを一生涯サポートします。

組合員・利用者の皆さまをはじめ、地域の皆さまの暮らしのパートナーであり続けるために・・・。
JA共済は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

	こんな方に オススメです	共済の種類	社会人 スタート	結婚	お子さまの 誕生	住宅購入	お子さまの 進学	お子さまの 結婚・独立	セカンド ライフ
			20歳代		30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	
ひと	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の 万一保障	終身共済		終身共済				
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障	引受緩和型終身共済		引受緩和型終身共済				
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 万一保障	生存給付特則付 一時払終身共済 (平 28.10)		生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)				
	一定期間、しっかりと万一のときに備えたい方	共済期間が選べる 万一保障	定期生命共済		定期生命共済				
	お手軽な共済掛金でライフステージに応じて備えたい方	ライフステージに応じて 備える万一保障	定期生命共済(遅減期間設定型) みちびき		定期生命共済(遅減期間設定型)みちびき				
	貯蓄しながら、万一のときにも備えたい方	万一保障と 貯蓄	養老生命共済		養老生命共済				
	資金づくりに死亡時の備えをプラス	万一保障と 貯蓄	一時払養老生命共済		一時払養老生命共済				
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	充実の 医療保障	医療共済 メディフル		医療共済 メディフル				
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 医療保障	引受緩和型医療共済		引受緩和型医療共済				
	がん到手厚く備えたい方	充実の がんの保障	がん共済		がん共済				
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	就労不能の 保障	生活障害共済 働くわたしの ささエール		生活障害共済 働くわたしのささエール				
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾病の 保障	特定重度疾病共済 身近なリスクに そなエール		特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール				
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	一生涯の 認知症保障	認知症共済		認知症共済				
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の 介護保障	介護共済		介護共済				
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 介護保障	一時払介護共済		一時払介護共済				
	老後の生活資金の準備を始めたい方	老後の保障	予定利率変動型年金共済 ライフロード		予定利率変動型年金共済 ライフロード				
	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・ お孫さまの保障	こども共済		こども共済				
いえ	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や 家財の保障	建物更生共済 むてきプラス・ My家財プラス		建物更生共済 むてきプラス・My家財プラス				
くるま	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障	自動車共済 クルマスター		自動車共済 クルマスター				
その他	農業において発生するさまざまな賠償リスクに備えたい方	農業における賠償 リスクを保障	農業者賠償責任共済 ファーマスト		農業者賠償責任共済 ファーマスト				

*他にも「一時払終身共済(平 28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」「ボランティア活動共済」等をご用意しています。

*ご加入いただける年齢は、各共済によって異なります。詳しくはJAまでお問い合わせください。

ひとの保障

万一の保障、医療や介護、年金の保障等で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える



引受緩和型終身共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい万一保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- Point 3 80歳までご加入いただけます。

終身共済

一生涯にわたって備えられる万一保障

- Point 1 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

生存給付特則付

一時払終身共済 (平28.10)

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス！
加入のしやすさも魅力です

- Point 1 生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。
被共済者が生存されている場合、毎年生存給付金をお支払いします。
- Point 2 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
被共済者に万一のことがあった場合、死亡共済金をお支払いします。
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

定期生命共済

お手頃な共済掛金で
万一保障をしっかり準備

- Point 1 お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

定期生命共済
(通減期間設定型)

みちびき★

お手頃な共済掛金でライフステージに応じた
必要十分な万一保障をしっかり準備

- Point 1 ライフステージに応じて保障金額を逡減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
- Point 2 逡減開始時期は一定の範囲内で任意に設定可能であり、柔軟な保障設計ができます。
- Point 3 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 4 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。



養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障

- Point 1** 貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
- Point 2** 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3** 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

一時払養老生命共済

資金づくりに死亡時の備えをプラス

- Point 1** 将来に向けて、確実に資金づくりができます。
- Point 2** お亡くなりになられたときの保障もあわせて確保できます。
- Point 3** 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。

医療共済

メディフル

日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障

- Point 1** 日帰り入院※1からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
- Point 2** 一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
*先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（一定の施設基準があります）。
- Point 3** 健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。
*健康祝金支払特則を付加した場合、契約日以降3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。

※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障

- Point 1** 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2** 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。
- Point 3** 持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- Point 4** 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
*先進医療保障ありを選択した場合。

がん共済

「生きる」を応援する充実のがん保障

- Point 1** 上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
- Point 2** 通算の支払限度なく、所定の治療を受けた月ごとに共済金を受け取れます。
- Point 3** まとまった一時金が受け取れる診断保障※1やがん診断後の共済掛金の払込みを免除する保障※2など、ご意向にあわせて保障内容を自由に設計できます。

※1 診断保障ありの契約の場合

※2 がん診断時共済掛金払込免除特則を付加した場合

生活障害共済

働くわたしの

ささエール

働けなくなるリスクに備えられる安心の保障

- Point 1** 公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
- Point 2** 身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。
- Point 3** 一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。

身近な生活習慣病のリスクに備える保障

- Point 1** 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
- Point 2** 4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。
- Point 3** 継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。

認知症共済

一生涯にわたって備えられる認知症の保障

- Point 1** 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
- Point 2** 認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。
- Point 3** 医師による診査は必要なく、簡単な告知でご加入いただけます。

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1** 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2** 介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。
*「共済年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。
- Point 3** 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。

一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1** 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2** 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3** 死亡給付金は死亡共済金等の非課税枠を適用できます。
*相続人が受け取った死亡給付金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税額を軽減できる場合があります。
被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その共済掛金を被相続人が負担していたものが相続税の課税対象になります。
*2026年1月末現在の法令等に基づきます。

予定利率変動型年金共済

ライフロード

自分で準備する将来の年金保障

- Point 1** 毎年（毎月）の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。^{*1}
- Point 2** 個人年金保険料控除が受けられます。
^{*2 *3}
- Point 3** 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 4** 加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。

^{*1} 予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
^{*2} 所定の条件を満たし、税制適格特約付契約の場合。
^{*3} 2026年1月末現在の法令等に基づきます。

こども共済

お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障

- Point 1** 学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。
- Point 2** 高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。
- Point 3** ご契約者（親族）がもしものとき^{*1}その後の共済掛金はいただきません。^{*2}
- Point 4** お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。^{*3}

^{*1} 死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になったときをいいます。
^{*2} 共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合を除きます。
^{*3} ご契約者の年齢や健康状態に関わらずご契約いただけるプランもございます（共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合に限ります）。

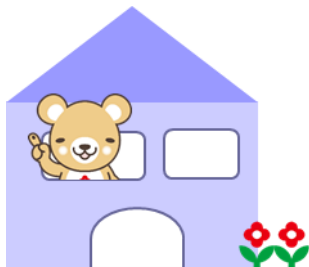
いえの保障

火災や台風だけでなく、地震にも、ケガにも、しっかり備えられる建物や家財の保障です。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害によるケガ等に備える



建物更生活済 **むてきプラス**

建物更生活済 **むてきプラス** My家財

火災はもちろん地震にも
備えられる建物や家財の保障

- Point 1 火災はもちろん、地震・台風などの自然災害による損害も保障します。
- Point 2 ご自宅の修繕費にお役立ていただくため、満期共済金があります。
- Point 3 火災や自然災害などによるケガにも備えられます。

くるまの保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える



自動車共済 **クルマスター**

お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える

- Point 1 安心の充実保障！
「クルマスター」は、3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーしますので安心です。
- Point 2 頼れる各種サービス！
24時間・365日の事故受付、「レッカー・ロードサービス*」の他、「夜間休日現場急行サービス」など、充実のサービスで安心です。
- Point 3 お得な掛金割引！
ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とてもお得です。
*レッカーロード費用保障条項を締結している場合。

その他の保障



「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

- 共済金のお支払いには所定の条件があります
- 共済掛金の全部または一部を必要経費または損金に算入できます。

施設賠償

生産物賠償

保管物賠償

生産物回収費用

ファーマスト

農業において発生する
さまざまな賠償リスクを幅広く保障

- Point 1 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。
- Point 2 農地面積と支払限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。
- Point 3 自動継続のため、継続手続き不要です。

※この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

[26282000337]

〔営農経済事業〕

営農指導事業

営農経済センターには営農渉外係を配置しており、米・野菜・果樹等の栽培方法についてアドバイスを行い、生産力の向上に努めています。また、出向く営農指導体制を強化し、販売農家だけでなく地域全体にかかる営農指導体制を構築します。



スイカ栽培講習会

購買事業

管内の営農経済センター（4センター）を中心に、顧客ニーズに応えるべく、確かな品質の様々な肥料農薬や生産資材および快適な生活を送るために必要な生活用品を取り扱っています。また、農機センターでは専業農家用の大型農業機械だけではなく、小型農機も数多く取り揃えています。

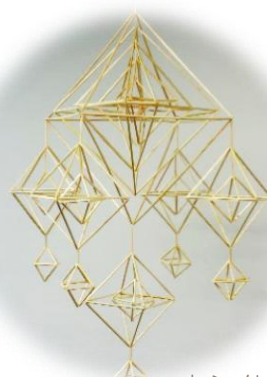


農機展示会

販売事業

JA兵庫南ブランドとしての市場向け出荷や、契約栽培にも積極的に取り組んでいます。消費者に安全・安心をお届けするため、農薬安全使用報告書の提出の徹底、残留農薬自主検査の実施、表示の適正化に努めています。

また、「地産地消」の取り組みとして、ふぁ～みんSHOPを中心に地元農産物（米・野菜・果樹・肉・加工品等）の販売を行っており、地域の消費者に好評をいただいています。



ヒンメリ

利用事業

管内にカントリーエレベーター2か所、ライスセンター1か所を設置し、米麦の共同施設として荷受、乾燥調製、出荷を行っています。また、2か所の育苗センターでは水稻苗の生産を行っています。野菜育苗は、株式会社ふぁ～みんサポート東はりまに作業を委託し、キャベツ・スイートコーンなどの育苗を行い、農家の作業時間や労働力の軽減を図っています。

加工事業

地産地消を広げるため、地元産大麦を原料とした「米粒麦」や「ふぁ～みん麦茶」、焼酎「六条の雫」を展開しているほか、米粉製品もふぁ～みんSHOPにて取り揃えています。また、にじいろふぁ～みんでは、地元農産物を使った総菜や兵庫県産大豆を使用した豆腐やあげを製造販売しています。



〔生活指導事業〕

支店・事業所にふれあい担当職員を配置し、「支店ふれあい委員」及び「ふぁ～みんSHOP運営協議会」と連携して活動を展開し組合員・地域住民との交流を図っています。

女性会活動では加工グループの育成や目的別グループに重点をおいた活動を推し進め活性化に取り組んでいます。

また、JA兵庫南SDGs取組宣言を発信し、JAの総合事業の展開や地域活動を通じ、SDGsの達成に努めています。



女性会 料理教室

〔食農支援活動〕

食と農に対する理解を深めるため、平成22年度より「ふぁ～みん食農教育支援金制度」を創設し、田植、収穫、料理、ふれあい交流など地域の食農イベントを支援しています。この財源には、ふぁ～みんSHOPのエコバッグ持参運動による費用削減やレジ袋有料化代金を充てています。



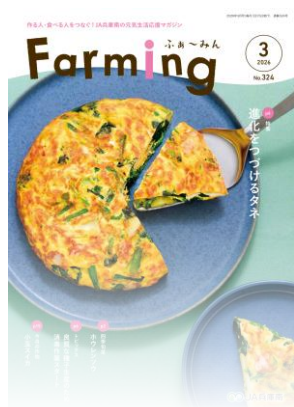
学童農園 さつまいも収穫体験

〔広報活動〕

組合員向けの月刊誌「ふぁ～みん」、地域住民向けのコミュニティ誌「ぷちふぁ～みん」の発行やJA兵庫南のホームページ「eふぁ～みん」で情報発信をしています。

また、ラジオ関西の番組「谷五郎のこんにはふぁ～みん」（毎週日曜日11:00～）に生産者・青壮年部の方々に出演していただき、JA兵庫南管内の農産物のPRを行っています。

また、支店・事業所毎にふれあいイベントを開催し、組合員・地域利用者との交流を深めJAファンづくりに努めています。



(2) JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。さらに、当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和7年3月末における残高は1,653億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和7年3月末現在で4,861億円となっております。

◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。





[J Aの概況]

1. 沿革・歩み

1999

(平成11年)

- 4月 兵庫南農業協同組合発足
「しかた支店」オープン
- 5月 「魚住ファーマーズ・マーケット」オープン
- 7月 臨時総代会、総代研修会
「平荘ファーマーズ」オープン
- 9月 「稲美カントリーエレベーター」竣工
- 12月 「播磨ファーマーズ」オープン



第1回通常総代会

2000

(平成12年)

- 1月 「農機センター」竣工
- 3月 「JAグリーンかがわ」改装オープン
- 4月 社会福祉法人稲穂会「デイサービスセンターJAはなかがこ」オープン
「高砂経済センター」「高砂ファーマーズ」「伊保支店」オープン
- 5月 「八幡カントリーエレベーター」竣工
- 6月 「志方給油所」竣工
第1回通常総代会
- 9月 中島出張所を伊保支店に統合

2001

(平成13年)

- 2月 インターネットホームページ「eふぁ～みん」開設
- 3月 「稲美集出荷場・資材倉庫」、「加古川集出荷場・加工施設」竣工
- 5月 全国JAバンクシステム「JASTEM」移行
- 6月 第2回通常総代会
- 9月 「二見支店」オープン、「魚住ライスセンター」竣工
- 12月 「ふぁ～みんSHOP二見」オープン
「旅行センター」、「不動産情報センター加古川店」移転オープン

2002

(平成14年)

- 1月 「低温農業倉庫」竣工
- 3月 「ケアセンターはりま」オープン
- 4月 「北浜出張所」オープン
- 6月 「志方集出荷加工施設」竣工
第3回通常総代会
- 10月 「ふぁ～みんSHOP日岡」オープン
- 11月 臨時総代会



「ふぁ～みんSHOPいなみ」オープン

2003

(平成15年)

- 6月 「JAやすらぎ会館加古川」オープン
第4回通常総代会
- 11月 第1回加古川和牛枝肉共励会
- 12月 「ふぁ～みんSHOPいなみ」オープン

2004

(平成16年)

- 4月 4出張所（魚住南・本荘・土山・高砂）を各支店に統合
(株)JAオートサービス営業開始、加古セルフSS竣工
- 5月 「荒井支店」オープン
- 6月 第5回通常総代会
- 9月 「明石播磨資材店舗」オープン
- 10月 加古川支店移転、お客様相談室開設



加古川支店移転、お客様相談室開設

2005

(平成17年)

- 1月 臨時総代会
- 3月 「稲美資材店舗」リニューアルオープン
- 4月 日岡支店を加古川支店に統合
- 6月 第6回通常総代会
- 7月 「加古川資材店舗」オープン
- 12月 「ふぁ～みんSHOP八幡」オープン



「ローンプラザ加古川」オープン

2006

(平成18年)

- 2月 「JAやすらぎ会館高砂」オープン
- 4月 「ローンプラザ加古川」オープン
加古川北支店を新築し、上荘支店・八幡支店を統合
中筋出張所を阿弥陀支店に、北浜出張所を曽根支店に統合
- 6月 「ローンプラザ明石」オープン
第7回通常総代会
- 9月 「JAオートサービス加古川SS」改装オープン
- 10月 「高砂集出荷加工施設」オープン
- 12月 「八幡加工施設」オープン



「JAオートサービス天満SS」改装オープン

2007

(平成19年)

- 6月 「デイふぁ～みん加古川」オープン
第8回通常総代会
- 7月 「(株)ふぁ～みんサポート東はりま」発足
- 9月 「JAオートサービス天満SS」改装オープン

2008

(平成20年)

- 4月 「高砂西支店」新築オープン（曽根支店・阿弥陀支店統合）
- 6月 第9回通常総代会
- 7月 「魚住支店」新築オープン
- 11月 「ふぁ～みんSHOPかんき」改修オープン
- 12月 「米田支店」改修オープン



「魚住支店」新築オープン

2009

(平成21年)

- 3月 平荘支店を加古川北支店に統合
「(株)ふぁ～みんサポート東はりま」移転
- 5月 「平荘ふれあいプラザ」オープン
合併10周年記念式典
- 6月 第10回通常総代会



合併10周年記念式典

2010

(平成22年)

- 3月 「加古川支店」改修オープン
- 6月 第11回通常総代会

2011

(平成23年)

- 2月 「神野支店」新築オープン
- 4月 「母里支店」新築オープン
- 6月 第12回通常総代会



「神野支店」新築オープン

2012

(平成24年)

- 6月 第13回通常総代会

2013

(平成25年)

- 4月 「荒井支店」改修オープン
- 6月 第14回通常総代会
- 9月 「ふぁ～みんの里高砂」オープン



「ふぁ～みんの里高砂」オープン

2014

(平成26年)

- 6月 第15回通常総代会

2015

(平成27年)

- 3月 「加古支店」オープン
- 6月 「ふぁ～みんの里明石」オープン
- 第16回通常総代会
- 11月 「にじいろふぁ～みん直売所」オープン
- 12月 「にじいろレストラン」オープン



「ふぁ～みんの里明石」オープン

2016

(平成28年)

- 4月 「にじいろ農園」オープン
- 6月 第17回通常総代会
- 8月 加古川支店移転オープン



「にじいろふぁ～みん直売所」オープン

2017

(平成29年)

- 3月 「JAオートサービスかんきSS」オープン
- 6月 第18回通常総代会



合併20周年記念式典

2018

(平成30年)

- 6月 第19回通常総代会

2019

(令和元年)

- 6月 第20回通常総代会
- 8月 臨時総代会
- 11月 合併20周年記念式典
- 12月 新本店移転オープン



新本店移転オープン

2020

(令和2年)

- 6月 第21回通常総代会

2021

(令和3年)

- 6月 第22回通常総代会
- 10月 「ふぁ～みん介護センター」オープン
- 11月 「石材センター」移転オープン



「JA トータルサポートセンター」オープン

2022

(令和4年)

- 2月 「播磨支店」改装オープン
- 5月 「JAトータルサポートセンター明石」オープン
- 6月 第23回通常総代会

2023

(令和5年)

- 6月 第24回通常総代会



稲美有線放送 お別れ特別番組

2024

(令和6年)

- 3月 「稲美有線放送」営業終了
- 4月 JAの福祉部門を社会福祉法人稲穂会へ事業移管し統合
- 6月 第25回通常総代会

2025

(令和7年)

- 1月 「JAトータルサポートセンター加古川」オープン
- 3月 ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定
- 6月 第26回通常総代会
- 11月 「ふぁ～みんSHOP魚住」改装オープン

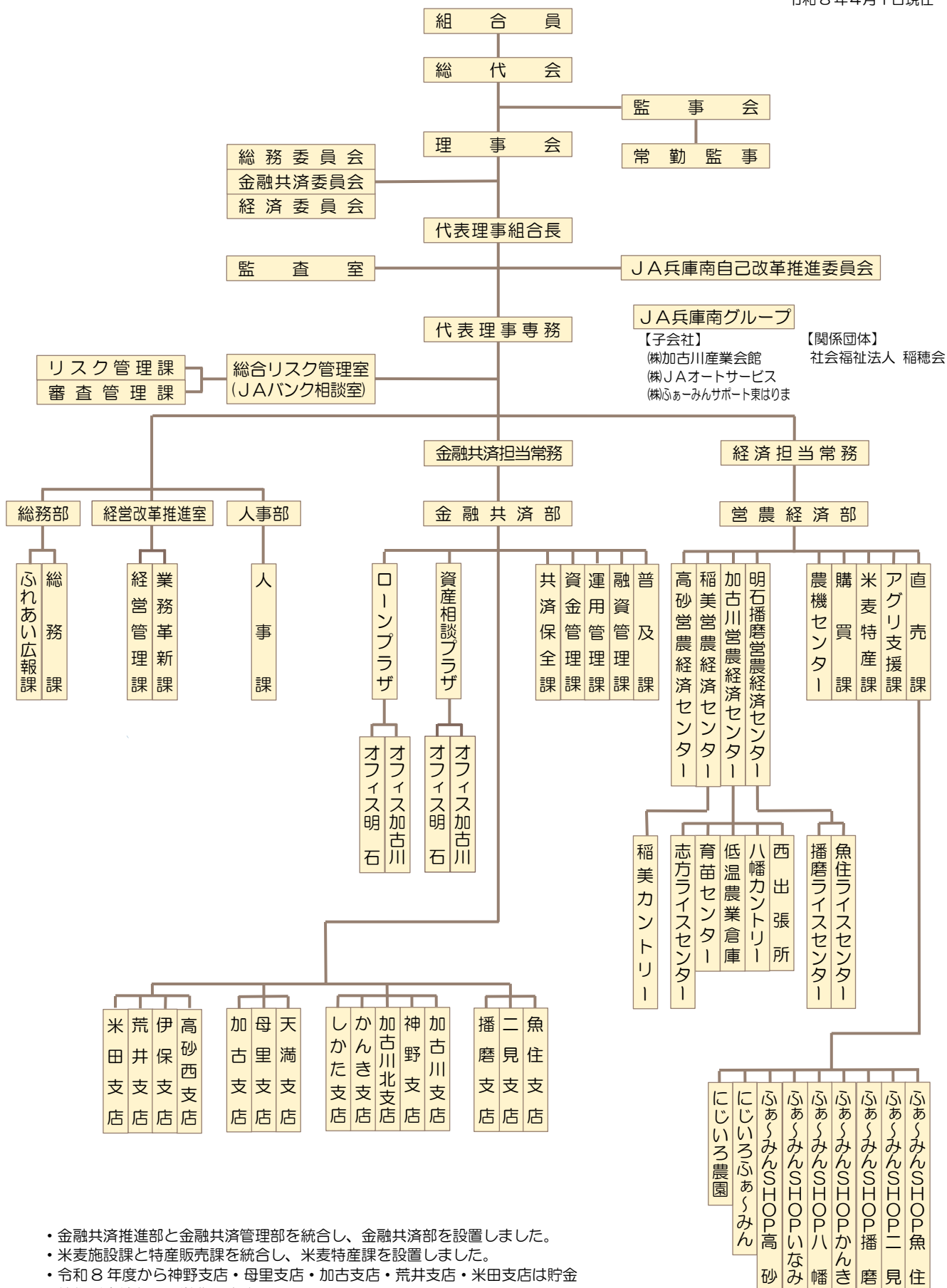
2026

(令和8年)

- 3月 「天満支店」移転オープン

2. 機構図

令和8年4月1日現在



- ・金融共済推進部と金融共済管理部を統合し、金融共済部を設置しました。
- ・米麦施設課と特産販売課を統合し、米麦特産課を設置しました。
- ・令和8年度から神野支店・母里支店・加古支店・荒井支店・米田支店は貯金特化型店舗として営業します。

3. 組合員数

(単位：名、法人)

資格区分			令和6年度末	当期増加	当期減少	令和7年度末	増 減
正組合員	個 人		13,867	404	443	13,828	39
	法 人	農事組合法人	15	1	1	15	0
		その他法人	24	1	0	25	1
准組合員	個 人		51,925	2,798	1,325	53,398	1,473
	農業協同組合		0	0	0	0	0
	農事組合法人		0	0	0	0	0
	その他の団体		108	1	1	108	0
合 計			65,939	3,205	1,770	67,374	1,435

(備考) 当年度末正組合員戸数 10,527戸 当年度末准組合員戸数 42,551戸
※当期減少に整理組合員 98名 [(正)13名、(准)85名] が含まれています。

4. 組合員組織の状況

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
明石・播磨エリア		稲美エリア	
魚住地区キャベツ部会	25	天満苺生産組合	3
魚住地区ブロックリー部会	16	稲美キャベツ部会	35
明石播磨地区スイートコーン部会	18	メロン部会	13
ふぁ～みんSHOP魚住運営協議会	133	稲美スイートコーン部会	17
ふぁ～みんSHOP二見運営協議会	32	稲美ブロックリー部会	10
ふぁ～みんSHOP播磨運営協議会	45	いなみ朝市実行委員会	31
明石播磨ブロックオペレーター部会	5	ふぁ～みんSHOPいなみ運営協議会	382
		土づくり協議会	3
		機械化銀行	6
加古川エリア		高砂エリア	
平荘町果樹出荷組合	7	J A兵庫南じゃがいも部会	9
志方いちじく部会	8	J A兵庫南枝豆生産グループ	7
加古川和牛改良組合	9	ふぁ～みんSHOP高砂運営協議会	86
ふぁ～みんSHOPかんき運営協議会	219	再委託者部会	3
ふぁ～みんSHOP八幡運営協議会	185	全地域	
カントリーオペレーター部会	7	青壮年部	25
		女性会	1,280

(その他の組織)

明石・播磨エリア	稲美エリア
清水いちご出荷組合	稲美町ハウス園芸組合
営農組合(4組織)	兵庫県ハウストマト研究会 稲美支部
加古川エリア	農事組合法人 あぐり六分一
農事組合法人 加古川種子生産組合	農事組合法人 蛸草営農組合
(株) 八幡営農	農事組合法人 野寺営農
農事組合法人 志方東営農組合	(株) 中新田営農組合
(株) ファームかんの	(株) マザービレッジファーマーズ
農事組合法人 みやまえ営農	一般社団法人 十七丁営農組合
営農組合(7組織)	農事組合法人 ファーム稲加見谷営農
高砂エリア	農事組合法人 ファーム草谷
営農組合(1組織)	農事組合法人 七軒屋営農組合
	農事組合法人 上野谷営農組合
	一般社団法人 出新田営農組合
	農事組合法人 五軒屋営農組合
	農事組合法人 岡西営農組合
	農事組合法人 岡東営農組合
	営農組合(22組織)

5. 地区一覧

明石市	魚住支店、二見支店
加古川市	本店、加古川支店、神野支店、かんき支店、加古川北支店、しかた支店
高砂市	伊保支店、荒井支店、高砂西支店、米田支店
稲美町	天満支店、母里支店、加古支店
播磨町	播磨支店

6. 役員構成（役員一覧）

役員

（令和7年3月31日現在）

役職名	氏 名	役職名	氏 名	役職名	氏 名
代表理事組合長	野村 隆幸	理 事	吉岡 康男	理 事	杉田 住夫
代表理事専務	大西 秀人	理 事	米澤 和巳	理 事	伊藤 範秀
常務理事	青木 計樹	理 事	松陰 英人	理 事	植田 雅代
常務理事	北川 正之	理 事	池澤 均	理 事	佐野 裕美
理 事	橋本 誠二	理 事	緑 秀之	代表監事	田中 真洋
理 事	荻野 俊明	理 事	福田 修	常勤監事	上田 正人
理 事	松本 嘉太郎	理 事	南 洋子	監 事	岩脇 政明
理 事	岩本 宏司	理 事	長谷川 高義	監 事	大西 唯博
理 事	橋本 晋光	理 事	唐木 利広	監 事	北原 豊茂
理 事	庄司 学	理 事	青木 充弘	員外監事	橋本 敏彦
理 事	大路 茂義	理 事	松本 宏		
理 事	松尾 信也	理 事	榮井 彰成		

- 農協法第30条第12項の理事構成の要件を満たしています。なお、当組合は、理事構成の要件として「理事の定数の過半数を、認定農業者・認定農業者に準ずる者・実践的能力者で構成（施行規則第76条の2第1項第2号）」を選択しています。
- 当組合は、保険会社との間で、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に規定する保険契約）を締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。また、当組合と個々の役員は補償契約を締結しており、役員の個人負担分であった損害賠償金や争訟費用についても当組合が補償しています。

7. 職員数

職員数

（単位：名）

区 分	令和6年度 期 末	増加	減少	令和7年度 期 末		
				男	女	計
正職員	332	25	20	207	130	337
福祉正職員	0	0	0	0	0	0
臨時・嘱託	167	43	33	40	137	177
パート	94	12	7	13	86	99
合 計	593	80	60	260	353	613

（注） 当期末職員数には期末退職者は含みません。

8. 事務所の名称及び所在地

本店・支店

(令和8年3月現在)

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	ATM台数
本店	加古川市加古川町寺家町621	079-424-8001	
魚住支店	明石市魚住町清水143	078-947-2323	2台
二見支店	明石市二見町東二見210-1	078-942-1924	2台
播磨支店	加古郡播磨町南野添3丁目6-6	079-435-1591	2台
加古川支店	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-422-3401	2台
神野支店	加古川市神野町神野688-4	079-438-0511	1台
かんき支店	加古川市東神吉町神吉1012-1	079-434-2200	2台
加古川北支店	加古川市上荘町都染667	079-428-2153	1台
しかた支店	加古川市志方町志方町1525-1	079-452-0072	1台
天満支店	加古郡稲美町国岡3丁目24-1	079-492-0048	2台
母里支店	加古郡稲美町野寺85-1	079-495-0020	1台
加古支店	加古郡稲美町加古4767	079-492-1121	1台
伊保支店	高砂市伊保1丁目4-1	079-447-0824	2台
荒井支店	高砂市荒井町小松原3丁目16-12	079-443-3355	1台
高砂西支店	高砂市中筋4丁目4-15	079-448-0001	2台
米田支店	高砂市米田町米田3	079-432-3728	1台

店舗外CD・ATM設置場所

名 称	所 在 地	ATM台数
J Aビル特別出張所	加古川市加古川町寺家町621	1台
魚住南特別出張所	明石市魚住町西岡1311-1 (サンディ駐車場内)	1台
本荘特別出張所	加古郡播磨町本荘2丁目5-26	1台
土山特別出張所	加古郡播磨町北野添2丁目2-10	1台
加古川市役所特別出張所	加古川市加古川町北在家2000	1台
加古川南部特別出張所	加古川市加古川町稲屋4-4	1台
日岡特別出張所	加古川市加古川町中津548-1	1台
フーディーズ神野特別出張所	加古川市新神野5丁目5-1	1台
平荘特別出張所	加古川市平荘町神木44	1台
ふぁ～みんSHOP八幡特別出張所	加古川市八幡町船町20	1台
志方東特別出張所	加古川市志方町細工所118-2	1台
志方西特別出張所	加古川市志方町原610-3	1台
稲美町役場特別出張所	加古郡稲美町国岡1丁目1	1台
フーディーズいなみ特別出張所	加古郡稲美町国岡3丁目24-5	1台
にじいろふぁ～みん特別出張所	加古郡稲美町六分ー1179-224	1台
中島特別出張所	高砂市緑丘1丁目8-48 (モリス駐車場内)	1台
高砂駅前特別出張所	高砂市高砂町浜田町2丁目313-3	1台
曽根特別出張所	高砂市曽根町2243-1	1台
北浜特別出張所	高砂市北浜町北脇44-1	1台
阿弥陀特別出張所	高砂市阿弥陀町阿弥陀1146	1台
中筋特別出張所	高砂市中筋2丁目8-935	1台
宝殿特別出張所	加古川市米田町平津441-6	1台

その他事業所

名 称	所 在 地	電話番号	ATM台数
資産相談プラザ オフィス加古川	加古川市加古川町北在家2695	079-451-0800	
資産相談プラザ オフィス明石	明石市魚住町西岡500-2	078-948-3715	
ローンプラザ オフィス加古川	加古川市加古川町北在家2695	079-451-1200	
ローンプラザ オフィス明石	明石市魚住町西岡500-2	078-948-3711	
営農総合支援センター（経済本店）	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5780	
明石播磨営農経済センター	明石市魚住町西岡500-12	078-948-5380	
加古川営農経済センター	加古川市八幡町船町16	079-438-3930	
加古川営農経済センター西出張所	加古川市志方町志方町1525-1	079-452-2012	
志方集出荷加工場	加古川市志方町横大路513-1		
稲美営農経済センター （ふぁ～みんグリーン）	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5135	
高砂営農経済センター	高砂市松陽2丁目72-1	079-447-0881	
高砂集出荷場・加工施設	高砂市松陽2丁目72-1	079-447-0881	
農機センター	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5530	
八幡カントリーエレベーター	加古川市八幡町下村1299	079-438-5061	
稲美カントリーエレベーター	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5210	
魚住ライスセンター	明石市魚住町金ヶ崎780-1		
播磨ライスセンター	加古川市平岡町中野487		
志方ライスセンター	加古川市志方町高畑961-24	079-452-4672	
低温農業倉庫	加古川市八幡町船町22	079-438-2223	
育苗センター	加古川市八幡町船町22	079-438-5061	
ふぁ～みんSHOP魚住	明石市魚住町錦が丘4丁目11-5	078-947-1515	
ふぁ～みんSHOP二見	明石市二見町東二見210-1	078-942-1927	
ふぁ～みんSHOP播磨	加古郡播磨町南野添3丁目6-6	079-437-3835	
ふぁ～みんSHOP八幡	加古川市八幡町船町20	079-438-9595	
ふぁ～みんSHOPかんき	加古川市東神吉町神吉1012-1	079-434-2201	
ふぁ～みんSHOPいなみ	加古郡稲美町国岡3丁目21-3	079-497-0222	
ふぁ～みんSHOP高砂	高砂市伊保1丁目4-1	079-447-8877	
にじいろふぁ～みん	加古郡稲美町六分一1179-224	079-495-7716	
にじいろ農園	加古郡稲美町岡605-3		

子会社等の施設の状況

(株)加古川産業会館

名 称	所 在 地	電話番号
本社（総務部）	加古川市加古川町寺家町621	079-423-6555
JA兵庫南旅行センター	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1510
不動産部 資産管理課	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1386
不動産情報センター（※）	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1387
葬祭部		
JAやすらぎ会館 加古川	加古川市加古川町寺家町207-1	079-424-0038
JAやすらぎ会館 東加古川	加古川市平岡町高畑822-8	079-456-1138
JAやすらぎ会館 高砂	高砂市高砂町朝日町3丁目2-4	079-444-4438
石材センター	加古川市平岡町高畑297-12	079-497-7610

※不動産情報センター明石店は加古川店に統合しました。

(株)JAオートサービス

本社	加古郡稲美町国岡1414-1	079-497-0233
JAカーパレット	加古郡稲美町国岡1414-1	079-492-0455
加古川給油所	加古川市加古川町河原354-1	079-424-1365
天満給油所	加古郡稲美町国岡1丁目173	079-492-0015
加古給油所	加古郡稲美町加古2335	079-492-0160
かんき給油所	加古川市東神吉町神吉1015-1	079-433-8003

(株)ふぁーみんサポート東はりま

本社（事務所）	加古川市平荘町神木44	079-428-0450
---------	-------------	--------------

関係団体

社会福祉法人 稲穂会

法人本部	加古川市加古川町寺家町621	079-451-8550
デイサービスセンターJAはなかご	加古郡稲美町加古2335-3	079-496-5557
リハビリ型デイサービスセンター JAはなかごてんま	加古郡稲美町国岡519	079-497-5357
ふぁ～みんの里明石	明石市二見町東二見251-1	078-942-0555
デイふぁ～みん加古川	加古川市西神吉町大国554-1	079-433-3550
ふぁ～みんの里高砂	高砂市阿弥陀町北池102	079-447-0510
ふぁ～みん介護センター	高砂市阿弥陀町阿弥陀1146	079-447-0660

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当する項目はありません。



[経営資料]

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	669,439	678,552
(1) 現金	1,722	1,956
(2) 預金	461,438	476,133
系統預金	461,341	476,052
系統外預金	96	80
(3) 有価証券	9,452	11,851
国債	1,664	1,677
地方債	2,109	3,486
政府保証債	279	486
特殊法人債	1,100	1,565
社債	4,297	4,635
(4) 貸出金	193,113	185,439
(5) その他の信用事業資産	3,974	3,476
未収収益	936	237
その他の資産	3,038	3,239
(6) 貸倒引当金	△261	△305
2 共済事業資産	8	5
(1) 共済貸付金	0	0
(2) その他の共済事業資産	7	4
3 経済事業資産	2,336	1,671
(1) 経済事業未収金	358	368
(2) 経済受託債権	1,363	751
(3) 棚卸資産	178	162
購買品	140	135
その他の棚卸資産	38	26
(4) その他の経済事業資産	473	426
(5) 貸倒引当金	△38	△37
4 雑資産	709	433
(1) 雑資産	709	433
(2) 貸倒引当金	△0	△0
5 固定資産	7,384	7,080
(1) 有形固定資産	7,293	6,983
建物	8,582	8,325
機械装置	1,889	1,857
土地	3,039	3,008
建物仮勘定	1	22
その他の有形固定資産	2,934	2,902
減価償却累計額	△9,155	△9,134
(2) 無形固定資産	91	96
6 外部出資	30,126	30,063
(1) 外部出資	30,126	30,063
系統出資	28,070	28,070
系統外出資	1,078	1,015
子会社等出資	977	977
7 繰延税金資産	359	252
資産の部 合計	710,364	718,059

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	677,388	684,828
(1) 貯金	672,513	681,370
(2) 借入金	1	3
(3) その他の信用事業負債	4,874	3,455
未払費用	964	384
その他の負債	3,910	3,070
2 共済事業負債	1,219	1,321
(1) 共済資金	250	385
(2) 未経過共済付加収入	927	904
(3) その他の共済事業負債	41	32
3 経済事業負債	1,072	992
(1) 経済事業未払金	264	202
(2) 経済受託債務	353	383
(3) その他の経済事業負債	454	406
4 雑負債	394	639
(1) 未払法人税等	9	235
(2) 資産除去債務	1	1
(3) その他の負債	383	402
5 諸引当金	535	639
(1) 賞与引当金	281	264
(2) 退職給付引当金	207	339
(3) 役員退職慰労引当金	46	35
負債の部 合計	680,610	688,421
(純資産の部)		
1 組合員資本	31,198	32,072
(1) 出資金	3,630	3,660
(2) 利益剰余金	27,585	28,428
利益準備金	7,394	7,394
その他利益剰余金	20,191	21,034
特別積立金	9,005	9,005
信用事業基盤強化積立金	4,265	5,040
施設整備積立金	3,103	2,903
固定資産圧縮積立金	301	311
災害等対策積立金	850	650
農業支援積立金	387	329
経営基盤強化積立金	1,345	1,195
合併記念事業積立金	20	
当期末処分剰余金	913	1,600
(うち当期剰余金)	(△675)	(1,122)
(3) 処分未済持分	△18	△16
2 評価・換算差額等	△1,444	△2,434
(1) その他有価証券評価差額金	△1,444	△2,434
純資産の部 合計	29,754	29,638
負債及び純資産の部 合計	710,364	718,059

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	〔自：令和7年4月 1日 至：令和8年3月31日〕	〔自：令和6年4月 1日 至：令和7年3月31日〕
1 事業総利益	3,709	5,858
事業収益	10,793	9,443
事業費用	7,084	3,584
(1) 信用事業収益	6,359	5,427
資金運用収益	6,078	5,043
（うち預金利息）	(3,832)	(3,031)
（うち有価証券利息）	(147)	(133)
（うち貸出金利息）	(1,816)	(1,477)
（うちその他受入利息）	(282)	(401)
役務取引等収益	167	156
その他事業直接収益	-	0
その他経常収益	113	227
(2) 信用事業費用	4,912	1,666
資金調達費用	1,762	810
（うち貯金利息）	(1,730)	(781)
（うち給付補填備金繰入）	(14)	(17)
（うちその他支払利息）	(17)	(11)
役務取引等費用	22	22
その他事業直接費用	2,250	-
その他経常費用	876	833
（うち貸倒引当金戻入益）	(△22)	(△66)
信用事業総利益	1,446	3,761
(3) 共済事業収益	1,489	1,404
共済付加収入	1,385	1,328
その他の収益	103	75
(4) 共済事業費用	66	55
共済推進費	41	30
共済保全費	19	18
その他の費用	5	7
共済事業総利益	1,422	1,348
(5) 購買事業収益	1,052	1,031
購買品供給高	980	947
購買手数料	17	26
修理サービス料	47	44
その他の収益	7	12
(6) 購買事業費用	881	835
購買品供給原価	834	796
購買品供給費	35	34
修理サービス費	3	2
その他の費用	7	1
（うち貸倒引当金繰入額／戻入益）	(0)	(△7)
購買事業総利益	171	196
(7) 販売事業収益	1,411	1,226
販売品販売高	1,103	916
販売手数料	273	280
その他の収益	35	28
(8) 販売事業費用	931	780
販売品販売原価	844	696
販売費	43	43
その他の費用	43	40
（うち貸倒引当金繰入額／戻入益）	(0)	(△1)
販売事業総利益	479	445
(9) 保管事業収益	10	8
(10) 保管事業費用	0	0
（うち貸倒引当金戻入益）	(△0)	(△0)
保管事業総利益	9	8

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 〔自：令和7年4月 1日〕 〔至：令和8年3月31日〕	令和6年度 〔自：令和6年4月 1日〕 〔至：令和7年3月31日〕
(11) 加工事業収益	66	61
(12) 加工事業費用	37	33
加工事業総利益	28	27
(13) 利用事業収益	410	294
(14) 利用事業費用	194	152
(うち貸倒引当金繰入額／戻入益)	(△0)	(0)
利用事業総利益	216	141
(15) 農業経営事業収益	0	0
(16) 農業経営事業費用	1	0
農業経営事業総損失	0	0
(17) 指導事業収入	12	11
(18) 指導事業支出	77	82
指導事業収支差額	△64	△70
2 事業管理費	4,977	4,701
(1) 人件費	3,352	3,250
(2) 業務費	318	291
(3) 諸税負担金	278	259
(4) 施設費	1,016	887
(5) その他事業管理費	10	12
事業損失	1,267	△1,157
3 事業外収益	575	590
(1) 受取雑利息	2	2
(2) 受取出資配当金	368	364
(3) 賃貸料	185	176
(4) 貸倒引当金戻入益	0	0
(5) 雑収入	19	46
4 事業外費用	266	264
(1) 支払雑利息	2	1
(2) 寄付金	117	82
(うち稲穂会寄付金)	(112)	(78)
(3) 賃貸物件管理費	95	94
(4) 営農継続特別対策費	41	37
(5) 有線電柱撤去工事費用	5	42
(6) 雑損失	3	5
経常利益	△957	1,483
5 特別利益	60	70
(1) 固定資産処分益	8	—
(2) 一般補助金	52	70
6 特別損失	86	82
(1) 固定資産処分損	86	82
税引前当期利益	△983	1,471
法人税、住民税及び事業税	△201	310
法人税等調整額	△107	38
法人税等合計	△308	348
当期剰余金	△675	1,122
当期首繰越剰余金	412	429
固定資産圧縮積立金取崩額	9	10
農業支援積立金取崩額	41	37
信用事業基盤強化積立金取崩額	1,125	—
当期末処分剰余金	913	1,600

3. 注記表

令和7年度注記表	令和6年度注記表												
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法 ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ア 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）により評価しています。 イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。 ウ その他有価証券 ・時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>棚卸資産の種類</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）</td><td>総平均法に基づく原価法</td></tr> <tr> <td>購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）</td><td>売価還元法に基づく原価法</td></tr> </tbody> </table> 貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。 (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 ア 建物（建物附属設備を除く） - i：平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii：平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 - iii：平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 イ 建物附属設備、構築物 - i：平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii：平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 - iii：平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 ウ 建物（建物附属設備を除く）、建物附属設備、構築物以外 - i：平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii：平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。	棚卸資産の種類	評価方法	購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法	1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法 ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。 イ その他有価証券 ・時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>棚卸資産の種類</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）</td><td>総平均法に基づく原価法</td></tr> <tr> <td>購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）</td><td>売価還元法に基づく原価法</td></tr> </tbody> </table> 貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。 (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 ア 建物（建物附属設備を除く） - i：平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii：平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 - iii：平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 イ 建物附属設備、構築物 - i：平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii：平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 - iii：平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 ウ 建物（建物附属設備を除く）、建物附属設備、構築物以外 - i：平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii：平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。	棚卸資産の種類	評価方法	購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法												
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法												

令和7年度注記表	令和6年度注記表
なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 ②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。 ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 （４）収益及び費用の計上基準 【収益認識関連】 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の農産物に係る施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 （５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。 （６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「〇」で表示しています。 また、金額の全くないものは「－」で表示しています。	なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 ②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。 ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 （４）収益及び費用の計上基準 【収益認識関連】 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の農産物に係る施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 （５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。 （６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「〇」で表示しています。 また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

令和7年度注記表	令和6年度注記表
(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として実施に関与している農作業受委託については、手数料相当額の純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しています。	(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 481百万円（繰延税金負債との相殺前） ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和8年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 300百万円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 377百万円（繰延税金負債との相殺前） ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和5年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 342百万円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア. 算定方法 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
建物	769
構築物	405
機械装置	500
器具備品	4
無形固定資産	2
合 計	1,681

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 2,096百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 1,219百万円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 49百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	314
危険債権	91
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	405

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1) 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権 (2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 65百万円
うち事業取引高 43百万円
うち事業取引以外の取引高 21百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額 195百万円
うち事業取引高 135百万円
うち事業取引以外の取引高 60百万円

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
建物	769
構築物	405
機械装置	500
器具備品	4
無形固定資産	2
合 計	1,681

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 2,514百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 1,009百万円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 58百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	317
危険債権	61
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	378

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権 (2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 62百万円
うち事業取引高 41百万円
うち事業取引以外の取引高 20百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額 164百万円
うち事業取引高 113百万円
うち事業取引以外の取引高 51百万円

令和7年度注記表	令和6年度注記表
5. 金融商品に関する注記 ＜金融商品の状況に関する事項＞ (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。 また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が454百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。	5. 金融商品に関する注記 ＜金融商品の状況に関する事項＞ (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。 また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済管理部 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.7%上昇したものと想定した場合には、経済価値が189百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

令和7年度注記表

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

項 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	461,438	461,179	△258
有価証券			
満期保有目的の債券	397	381	△15
その他有価証券	9,055	9,055	—
貸出金	193,113		
貸倒引当金（※）	△260		
貸倒引当金控除後	192,852	190,528	△2,324
資産計	663,743	661,144	△2,598
貯 金	672,513	670,699	△1,813
負債計	672,513	670,699	△1,813

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和6年度注記表

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

項 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	476,133	475,482	△650
有価証券			
その他有価証券	11,851	11,851	—
貸出金	185,439		
貸倒引当金（※）	△304		
貸倒引当金控除後	185,135	184,376	△758
資産計	673,120	671,711	△1,409
貯 金	681,370	680,303	△1,067
負債計	681,370	680,303	△1,067

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和7年度注記表

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資

30,126百万円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	461,438	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有 目的の債券	—	—	—	—	—	400
その他の有 価証券のうち 満期がある もの	8	408	226	208	208	9,454
貸出金 (※1、2、3)	8,820	8,269	8,055	7,834	7,641	152,086
合 計	470,266	8,677	8,281	8,042	7,849	161,940

(※1) 貸出金のうち、当座貸越344百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等391百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件14百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※)	625,922	16,422	28,284	604	743	535

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類		貸借対照表計 上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計 上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	特殊法人債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借 対照表計 上額を超えないもの	国債	297	287	△9
	地方債	100	94	△5
	政府保証債	—	—	—
	特殊法人債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小 計	397	381	△15
合 計		397	381	△15

令和6年度注記表

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資

30,063百万円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	476,133	—	—	—	—	—
有価証券	6	8	408	208	208	13,462
その他有価 証券のうち 満期がある もの	6	8	408	208	208	13,462
貸出金 (※1、2、3)	8,846	8,399	7,941	7,701	7,469	144,689
合 計	484,986	8,407	8,349	7,909	7,677	158,151

(※1) 貸出金のうち、当座貸越379百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等363百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件26百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※)	651,486	9,107	18,813	862	621	479

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

令和7年度注記表

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	特殊法人債	-	-
	社債	-	-
	小 計	-	-
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,508	1,367
	地方債	2,194	2,009
	政府保証債	299	279
	特殊法人債	1,300	1,100
	社債	5,197	4,297
	小 計	10,499	9,055
合 計	10,499	9,055	△1,444

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	600	-	499
地方債	1,397	-	1,300
政府保証債	147	-	152
特殊法人債	300	-	298
合 計	2,446	-	2,250

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,330
② 勤務費用	96
③ 利息費用	49
④ 数理計算上の差異の発生額	△363
⑤ 退職給付の支払額	△175
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	2,937

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,451
② 期待運用収益	69
③ 数理計算上の差異の発生額	132
④ 確定給付型年金制度への拠出金	114
⑤ 退職給付の支払額	△175
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,591

令和6年度注記表

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	199	201
	地方債	399	402
	政府保証債	200	201
	特殊法人債	200	200
	社債	-	-
	小 計	999	1,006
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,892	1,475
	地方債	4,098	3,083
	政府保証債	398	285
	特殊法人債	1,699	1,364
	社債	5,197	4,635
	小 計	13,286	10,845
合 計	14,286	11,851	△2,434

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,677
② 勤務費用	116
③ 利息費用	16
④ 数理計算上の差異の発生額	△389
⑤ 退職給付の支払額	△90
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,330

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,448
② 期待運用収益	68
③ 数理計算上の差異の発生額	△89
④ 確定給付型年金制度への拠出金	115
⑤ 退職給付の支払額	△90
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,451

令和7年度注記表

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	2,937
② 確定給付型年金制度の積立額	△3,591
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△654
④ 未認識数理計算上の差異	861
⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④)	207
退職給付引当金	207

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	96
② 利息費用	49
③ 期待運用収益	△69
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△94
合計 (①+②+③+④)	△17

- (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,427
② 債 券	1,326
③ 株 式	772
④ その他	64
合 計 (①+②+③+④)	3,591

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が2,164百万円含まれています

- (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	2.65%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

- (注) 退職給付債務等の計算基礎とした割引率を当期末より、1.49%から2.65%に変更しています。

- (9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金37百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は231百万円となっています。

令和6年度注記表

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,330
② 確定給付型年金制度の積立額	△3,451
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△121
④ 未認識数理計算上の差異	460
⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④)	339
退職給付引当金	339

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	116
② 利息費用	16
③ 期待運用収益	△68
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△41
合計 (①+②+③+④)	21

- (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,414
② 債 券	1,272
③ 株 式	712
④ その他	52
合 計 (①+②+③+④)	3,451

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が2,037百万円含まれています

- (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	1.49%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

- (注) 退職給付債務等の計算基礎とした割引率を当期末より、0.44%から1.49%に変更しています。

- (9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金35百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は258百万円となっています。

令和7年度注記表

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
役員退職慰労引当金		13
賞与引当金		80
期末賞与		29
未払費用（期末奨励金等）		7
貸付未収利息未計上額		28
子会社株式		20
出資金雑益編入		7
貯金雑益編入		2
退職給付引当金		56
その他有価証券評価差額金		413
未払費用（社会保険料事業主負担分）		17
固定資産評価損		11
減損損失		122
減価償却費差額（天満・米田）		12
減価償却費差額（かんき支店駐車場）		0
減価償却費差額（青島用井戸（経済本店））		0
税務上の繰越欠損金		53
その他		1
①仮 計（別表5（1）分）		881
繰戻しに伴う事業税の繰越欠損金		67
繰戻しに伴う住民税の繰越欠損金		18
法人税の特別控除		19
②仮 計（別表5（1）以外分）		105
小 計（①+②）		986
③評価性引当額		△505
合 計（①+②+③）		481
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△119
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△0
	合 計	△121
繰延税金資産の純額		359

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因
税引前当期損失のため、注記を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和6年度注記表

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
減価償却超過額		6
役員退職慰労引当金		10
賞与引当金		73
期末賞与		39
未払費用（期末奨励金等）		5
貸付未収利息未計上額		29
子会社株式		20
出資金雑益編入		8
貯金雑益編入		2
退職給付引当金		96
その他有価証券評価差額金		696
未払事業税		19
未払費用（社会保険料事業主負担分）		17
固定資産評価損		11
減損損失		127
その他		1
小 計		1,167
評価性引当額		△789
合 計		377
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△123
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△0
	合 計	△124
繰延税金資産の純額		252

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.46
	事業分量配当金	△1.82
	住民税等均等割	0.62
	評価性引当額の増減	0.13
	税額控除	△0.43
	その他	0.43
税効果会計適用後の法人税等の負担率		23.71

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.89%から28.60%に変更されますが、その影響は軽微です。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	913	1,600
2 任意積立金取崩額	—	—
計	913	1,600
3 剰余金処分額	559	1,187
(1) 任意積立金	470	1,020
(うち信用事業基盤強化積立金)	(300)	(350)
(うち施設整備積立金)	(—)	(200)
(うち災害等対策積立金)	(100)	(200)
(うち農業支援積立金)	(50)	(100)
(うち経営基盤強化積立金)	(—)	(150)
(うち合併記念事業積立金)	(20)	(20)
(2) 出資配当金	89	71
(3) 事業分量配当金	—	95
4 次期繰越剰余金	354	412

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

普通出資に対する配当の割合 令和7年度 2.5% 令和6年度 2.0%

2. 事業分量配当金（利用高配当）の基準は、次のとおりです。

	令和7年度	令和6年度
① 貯金年間平均残高 10万円につき	—	15円 (令和7年3月基準)
② 貸出金実収利息 10万円につき	—	100円 (令和7年3月基準)
③ 長期共済保有ポイント 1ポイントにつき	—	1円 (令和7年2月基準)
④ 出荷米1袋(30kg) につき	—	50円 (令和7年3月基準)
⑤ 青果(FS・市場・契約) 出荷額1万円につき	—	50円 (令和7年3月基準)
⑥ 購買品供給高(未収 供給高)1万円につき	—	50円 (令和7年3月基準)

※令和7年度の事業分量配当金（利用高配当）はありません。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額60百万円が含まれています。

令和7年度 60百万円 令和6年度 60百万円

4. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等は次頁のとおりです。

目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等

(単位：百万円)

種 類	信用事業基盤強化積立金	施設整備積立金	固定資産圧縮積立金	災害等対策積立金
積立目的	この積立金は、金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てるものとする。	この積立金は、固定資産投資計画に基づき、施設の修理・取得にあたりその必要資金を積み立てるものとする。	この積立金は、租税特別措置法の規定に基づく買い換え資産の圧縮額を、積み立てるものとする。	JA及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害の発生および感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てるものとする。
積立目標額	期末貯金総額の1,000分の8以上を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	減価償却資産の期末取得額の100分の30以上を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立額(減価償却資産の期末取得額の100分の1以上)を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	圧縮額を積み立てるものとする。ただし、繰延税金負債控除後の金額とする。	期末貯金総額の1,000分の2以上を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。
取崩基準	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の50%相当額を取り崩すことができる。	当該施設の取得日の属する決算期に当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩すものとする。	減価償却資産の法定耐用年数、除却等により、所要額を取り崩すものとする。	政令により激甚災害の指定を受けるなど重大な事態が発生した場合に、JA及び地域の復興のために支出した負担額を取り崩すものとする。
当期末残高	4,265	3,103	301	850
今回積立額	300	—	—	100
今回取崩額	—	—	—	—
積立累計額	4,565	3,103	301	950

種 類	農業支援積立金	経営基盤強化積立金	合併記念事業積立金
積立目的	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備え、地域農業の継続に必要な資金を積み立てるものとする。	この積立金は、大規模な臨時支出等に備え、経営基盤の強化を図るために積み立てるものとする。	設立30周年事業を実施することを目的に当該事業に必要な額を積み立てるものとする。
積立目標額	期末販売品販売高の100分の10以上を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	社会情勢の変化等により、組織・事業の大幅な変更等が生じた場合、あるいは新たな会計基準の採用等に備えるため期末事業管理費の100分の30を目標として積み立てるものとする。 毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	記念事業予算額1億円を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。
取崩基準	行政庁、JAグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に、農業支援にかかる負担額を取り崩すものとする。	大規模な臨時支出等により、剰余金が前年度に比べ大幅に減少し、事業の基盤に重大な影響が発生した場合に相当額を取り崩すものとする。	実施事業年度(令和11年度から令和12年度)に記念事業費相当額を取り崩すものとする。
当期末残高	387	1,345	20
今回積立額	50	—	20
今回取崩額	—	—	—
積立累計額	437	1,345	40

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当ＪＡの令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和８年７月３１日
兵庫南農業協同組合
代表理事組合長 野村 隆幸

6. 部門別損益計算書

(令和7年度)

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	10,812	6,359	1,489	2,951	6	5	
事業費用②	7,102	4,912	66	2,046	44	32	
事業総利益③ (①-②)	3,709	1,446	1,422	905	△38	△26	
事業管理費④	4,977	2,135	1,171	1,369	39	261	
(うち減価償却費⑤)	(421)	(105)	(74)	(232)	(0)	(8)	
うち共通管理費⑥		484	324	419	3	33	△1,265
(うち減価償却費⑦)		(54)	(36)	(46)	(0)	(3)	(△141)
事業利益⑧ (③-④)	△1,267	△688	250	△463	△77	△287	
事業外収益⑨	575	219	147	192	1	15	
うち共通⑩		219	147	189	1	15	△573
事業外費用⑪	266	100	67	88	3	6	
うち共通⑫		99	66	86	0	6	△260
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	△957	△569	330	△360	△79	△279	
特別利益⑭	60	23	15	20	0	1	
うち共通⑮		23	15	20	0	1	△60
特別損失⑯	86	32	22	28	0	2	
うち共通⑰		32	22	28	0	2	△86
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	△983	△578	324	△368	△79	△280	
営農指導事業分配賦額⑲		110	73	95	0	△280	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	△983	△689	250	△464	△80		
共通管理費配賦前事業利益	△1,267	△204	575	△44	△74	△254	△1,265

※ ①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直接賦課できない部分。

(注) 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(1)で算出した共通管理費等の配賦割合(営農指導事業を除く)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	38.28	25.66	33.12	0.28	2.66	100.00
営農指導事業	39.32	26.36	34.02	0.30		100.00

7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	9,800	9,767	9,839	9,465	10,812
信用事業収益	5,127	5,167	5,322	5,427	6,359
共済事業収益	1,546	1,482	1,397	1,404	1,489
農業関連事業収益	2,433	2,455	2,439	2,622	2,951
その他事業収益	693	661	680	11	12
経常利益	1,381	1,767	1,724	1,483	△957
当期剰余金	1,045	1,168	1,265	1,122	△675
出資金	3,721	3,701	3,682	3,660	3,630
（出資口数）	(3,721,731)	(3,701,058)	(3,682,493)	(3,660,749)	(3,630,752)
純資産額	29,074	29,376	29,857	29,638	29,754
総資産額	723,518	720,409	723,436	718,059	710,364
貯金等残高	686,193	683,294	686,888	681,370	672,513
貸出金残高	175,904	178,798	181,642	185,439	193,113
有価証券残高	10,163	11,064	11,793	11,851	9,452
剰余金配当金額	148	191	178	167	89
出資配当額	72	72	72	71	89
事業分量配当額	75	118	106	95	—
職員数	737	713	575	593	613
単体自己資本比率	12.85	13.19	13.53	14.36	13.93

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	4,315	4,233	82
役務取引等収支	144	133	10
その他信用事業収支	△3,013	△605	△2,407
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	2,209 (0.324)	4,367 (0.637)	△2,158 (△0.312)
事業粗利益 （事業粗利益率）	4,751 (0.650)	6,762 (0.919)	△2,010 (△0.269)
事業純益	△225	2,060	△2,286
実質事業純益	△225	2,060	△2,286
コア事業純益	△2,476	2,060	△4,537
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	△2,623	1,927	△4,550

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益－その他事業直接費用－その他経常費用
 2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用
 3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
 4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他の経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
 6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
 7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	677,293	6,078	0.897	682,635	5,043	0.738
うち預金	474,178	4,114	0.897	486,025	3,432	0.706
うち有価証券	14,396	147	1.022	13,846	133	0.964
うち貸出金	188,718	1,816	0.962	182,763	1,477	0.808
資金調達勘定	683,474	1,762	0.257	689,013	810	0.117
うち貯金・定期積金	683,473	1,762	0.257	689,010	810	0.117
うち借入金	1	0	0.000	3	0	0.000
総資金利ざや	—	—	0.327	—	—	0.305

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和7年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	1,034	104
うち預金	681	56
うち有価証券	13	17
うち貸出金	338	30
支払利息	952	292
うち貯金・定期積金	952	292
うち借入金	0	0
差 引	82	△187

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年度		令和6年度		増 減
流動性貯金	259,438	(38.1)	256,938	(37.4)	△2,500
定期性貯金	421,546	(61.9)	430,217	(62.6)	△8,671
その他の貯金	—	(—)	—	(—)	—
計	680,984	(100.0)	687,156	(100.0)	△6,171
譲渡性貯金	—	(—)	—	(—)	—
合 計	680,984	(100.0)	687,156	(100.0)	△6,171

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年度		令和6年度		増 減
定期貯金	405,755	(100.0)	415,564	(100.0)	△9,808
うち固定金利定期	405,741	(99.9)	415,549	(99.9)	△9,806
うち変動金利定期	13	(0)	15	(0)	△2

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
手形貸付	77	83	△6
証書貸付	188,296	182,291	6,005
当座貸越	354	405	△51
割引手形	—	—	—
合 計	188,728	182,779	5,949

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年度		令和6年度		増 減
固定金利貸出	74,284	(38.5)	80,847	(43.6)	△6,563
変動金利貸出	118,011	(61.1)	103,696	(55.9)	14,315
その他	818	(0.4)	896	(0.5)	△78
合 計	193,113	(100.0)	185,439	(100.0)	7,674

(注) () は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	703	706	△3
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	2,614	3,152	△538
その他担保物	1,532	1,836	△304
小 計	4,849	5,694	△845
農業信用基金協会保証	146,462	138,420	8,042
その他保証	39,289	38,749	540
小 計	185,751	177,169	8,582
信用	2,513	2,576	△63
合 計	193,113	185,439	7,674

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する項目はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年度		令和6年度		増 減
設備資金	192,420	(99.6)	184,478	(99.5)	7,942
運転資金	693	(0.4)	956	(0.5)	△263
合 計	193,113	(100.0)	185,434	(100.0)	7,679

(注) () は構成比です。

⑥貸出金の業種別の残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年度		令和6年度		増 減
農業	266	(0.1)	263	(0.1)	3
林業	—	(—)	—	(—)	—
水産業	—	(—)	—	(—)	—
製造業	0	(0.0)	2	(0.0)	△2
鉱業	—	(—)	—	(—)	—
建設・不動産業	40	(0.0)	40	(0.0)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)	—
運輸・通信業	—	(—)	—	(—)	—
金融・保険業	—	(—)	—	(—)	—
卸売・小売・サービス業・飲食業	2,092	(1.1)	2,544	(1.4)	△452
地方公共団体	1,544	(0.8)	1,792	(1.0)	△248
非営利法人	—	(—)	—	(—)	—
その他	189,171	(98.0)	180,798	(97.5)	8,373
合 計	193,113	(100.0)	185,439	(100.0)	7,674

(注) () は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

・営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
農業	266	263	3
穀作	110	100	10
野菜・園芸	60	35	25
果樹・樹園農業	4	5	△1
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	2	4	△2
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	88	117	△29
農業関連団体等	0	0	0
合 計	266	263	3

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

・資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	265	260	5
農業制度資金	1	3	△2
農業近代化資金	0	0	0
その他制度資金	1	3	△2
合 計	266	263	3

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うこととてJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7年度	314	97	19	197	314
	6年度	317	82	—	234	317
危険債権	7年度	91	4	86	—	91
	6年度	61	4	55	—	59
要管理債権	7年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
小計	7年度	405	102	105	197	405
	6年度	378	87	55	234	377
正常債権	7年度	192,791				
	6年度	185,131				
合計	7年度	193,197				
	6年度	185,510				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 正常債権
 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和7年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	69	63	—	69	63	100	69	—	100	69
個別貸倒引当金	234	260	21	213	197	310	234	40	270	234
合 計	304	260	21	282	260	410	304	40	370	304

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

(注) 平成16年度より引当金を相殺した数値を表示しております。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和7年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	84	905	76	909
	金額	84,278	201,002	86,068	205,355
代金取立為替	件数	0	—	0	—
	金額	5	—	7	—
雑為替	件数	5	4	5	4
	金額	1,781	19,835	1,953	16,377
合 計	件数	90	911	82	916
	金額	86,065	220,837	88,030	221,733

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
国債	2,434	1,934	499
地方債	4,467	4,504	△36
政府保証債	562	594	△32
金融債	—	—	—
社債	5,120	4,925	194
特殊法人債	1,811	1,887	△75
合 計	14,396	13,846	549

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する項目はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和7年度	国債	—	18	99	—	1,493	193	—	1,805
	地方債	—	399	200	99	1,200	394	—	2,294
	政府保証債	—	—	—	—	299	—	—	299
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	特殊法人債	—	200	—	—	500	600	—	1,300
	社債	—	—	100	700	2,200	2,197	—	5,197
令和6年度	国債	—	—	—	—	799	1,293	—	2,092
	地方債	—	299	199	—	900	3,097	—	4,497
	政府保証債	—	—	—	—	200	398	—	598
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	特殊法人債	—	100	100	—	100	1,599	—	1,899
	社債	—	—	100	400	2,400	2,297	—	5,197

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の債券〕

(単位：百万円)

種 類		令和7年度			令和6年度		
		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	297	287	△9	—	—	—
	地方債	100	94	△5	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	特殊法人債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	小 計	397	381	△15	—	—	—
合 計		397	381	△15	—	—	—

〔その他有価証券〕

(単位：百万円)

種 類		令和7年度			令和6年度		
		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	—	—	—	199	201	2
	地方債	—	—	—	399	402	2
	政府保証債	—	—	—	200	201	1
	特殊法人債	—	—	—	200	200	0
	社債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	999	1,006	7
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	1,508	1,367	△140	1,892	1,475	△417
	地方債	2,194	2,009	△184	4,098	3,083	△1,014
	政府保証債	299	279	△19	398	285	△113
	特殊法人債	1,300	1,100	△199	1,699	1,364	△334
	社債	5,197	4,297	△899	5,197	4,635	△562
	小 計	10,499	9,055	△1,444	13,286	10,845	△2,441
合 計		10,499	9,055	△1,444	14,286	11,851	△2,434

②金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔その他の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

（６）預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

項 目	令和７年度	令和６年度
投資信託残高 （ファンドラップ含む）	5,084	3,948

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

項 目	令和７年度	令和６年度
残高有り投資信託口座数	4,767	4,208

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和7年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	50,127	288,514	50,973	301,449
	定期生命共済	475	4,118	458	4,012
	養老生命共済	9,732	34,303	10,310	38,015
	うちこども共済	8,144	(22,056)	(8,337)	(23,399)
	医療共済	16,667	5,984	16,816	6,767
	がん共済	6,332	402	5,853	462
	定期医療共済	496	979	539	1,033
	介護共済	5,092	17,000	5,087	16,747
	認知症共済	471		486	
	生活障害共済	2,521		2,464	
	特定重度疾病共済	1,832		1,845	
	年金共済	21,452	475	21,838	544
建物更生共済		27,498	387,934	28,883	397,303
合 計		142,695	739,715	145,552	766,336

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和7年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済	入院共済金額	16,667	47	16,816	55
	治療共済金額		1,436		1,254
がん共済	入院共済金額	6,332	27	5,853	33
	治療共済金額		162		—
定期医療共済		496	2	539	2
合 計		23,495	76	23,208	91
			1,599		1,254

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和7年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		5,092	21,173	5,087	20,130
認知症共済		471	1,122	486	1,172
生活障害共済(一時金型)		1,928	18,340	1,880	18,290
生活障害共済(定期年金型)		593	634	584	627
特定重度疾病共済		1,832	2,724	1,845	2,842

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和7年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
年金開始前		15,690	10,343	16,310	10,799
年金開始後		5,762	3,350	5,528	3,159
合 計		21,452	13,694	21,838	13,958

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

（５）短期共済新契約高

（単位：件、百万円）

種 類	令和7年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,183	47,720	41	3,235	48,824	42
自動車共済	17,939		989	17,609		952
傷害共済	7,896	21,214	12	7,718	19,566	13
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	4	12	0	4	12	0
賠償責任共済	283		0	295		0
自賠責共済	5,033		83	5,080		84
合 計	34,338		1,128	33,941		1,093

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品

(単位：百万円)

種 類		令和7年度	令和6年度
		供給高	供給高
生産資材	肥 料	361	333
	農 薬	158	157
	飼 料	48	54
	農 業 機 械	280	250
	自 動 車 (除 く 二 輪)	—	—
	燃 料	—	—
	そ の 他	180	207
	計	1,029	1,002
生活物資	食 品	米	—
		生 鮮 食 品	—
		一 般 食 品	—
	衣 料 品		—
	耐 久 消 費 財		79
	日 用 保 健 雑 貨		43
	家 庭 燃 料		—
	そ の 他		178
	計		302
合 計		1,211	1,304

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	962	811
麦	58	78
豆・雑穀	134	95
野菜	184	288
果実	45	51
畜産物	542	587
ふぁ～みんSHOP	1,641	1,708
合 計	3,569	3,619

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度
米穀	14	11
野菜・果実	41	40
直売米	638	465
ふぁ～みんSHOP 他	408	398
合 計	1,103	916

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：万円)

項 目		令和7年度	令和6年度
収 益	保管料	606	455
	荷役料	232	248
	その他	187	161
	計	1,026	864
費 用	倉庫材料費	—	—
	倉庫労務費	—	—
	その他	33	33
	計	33	33
差 引		992	830

(4) 加工事業取扱実績

(単位：万円)

項 目	令和7年度 取扱高	令和6年度 取扱高
惣菜	2,530	2,164
豆腐	1,161	1,179

(5) 利用事業取扱実績

(単位：トン)

種 類	令和7年度 取扱高	令和6年度 取扱高
カントリーエレベーター（米）	4,883	4,107
カントリーエレベーター（大麦）	1,943	1,231
ライスセンター（米）	1,024	877
ライスセンター（小麦）	357	324
水稻育苗	118,624箱	109,167箱
野菜育苗	277万本	288万本

*カントリーエレベーター、ライスセンターは荷受重量を表示しています。

(6) 農業経営事業取扱実績

(単位：万円)

項 目	令和7年度	令和6年度
収 益	46	77
費 用	103	81
差 引	△56	△4

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	△0.13	0.20	△0.33
資本経常利益率	△3.02	4.79	△7.82
総資産当期純利益率	△0.09	0.15	△0.24
資本当期純利益率	△2.13	3.62	△5.76

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期末	28.71	27.21	1.49
	期中平均	27.71	26.59	1.11
貯証率	期末	1.40	1.73	△0.33
	期中平均	2.11	2.01	0.09

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	31,109	31,905
うち、出資金及び資本準備金の額	3,630	3,660
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	27,585	28,428
うち、外部流出予定額(△)	89	167
うち、上記以外に該当するものの額	△18	△16
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	73	78
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	73	78
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	31,182	31,983
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	91	96
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	91	96
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	91	96
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	31,090	31,886
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	213,915	214,028
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,193	8,007
フロア調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	223,109	222,036
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	13.93%	14.36%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度			令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	1,722	—	—	1,956	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,807	—	—	2,095	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	3,848	—	—	6,301	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1	599	59	2
	我が国の政府関係機関向け	1,203	90	3	1,904	130	5
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	462,362	92,472	3,698	476,368	95,273	3,810
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	5,112	1,534	61	5,112	1,534	61
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	10,102	4,996	199	9,731	5,166	206
	（うちトランザクター向け）	53	23	0	44	20	0
	不動産関連向け	34,787	12,605	504	35,227	12,755	510
	（うち自己居住用不動産等向け）	32,764	11,411	456	33,092	11,502	460
	（うち賃貸用不動産向け）	2,023	1,194	47	2,135	1,252	50
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
	劣後債権券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産向けを除く。）	319	93	3	394	165	6
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	64	64	2	—	—	—
	取立未済手形	145	29	1	206	41	1
	信用保証協会等による保証付	146,526	14,545	581	138,515	13,737	549
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
	株式等	2,056	2,673	106	1,993	1,993	79
	共済約款貸付	0	—	—	0	—	—
	上記以外	42,056	84,769	3,390	40,687	83,171	3,326
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	28,070	70,175	2,807	28,070	70,175	2,807
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	405	1,013	40	252	631	25
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	13,580	13,580	543	12,364	12,364	494

(単位：百万円)

		令和7年度			令和6年度		
		エクスポ ージャー の 期末残高	リスク・ アセット 額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポ ージャー の 期末残高	リスク・ アセット 額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	712,516	213,915	8,556	721,093	214,028	8,561
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		712,516	213,915	8,556	721,093	214,028	8,561
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方法又は標準的方式>		マーケット・リスク 相当額の合計額を 8%で除して得た額	所要自己 資本額	所要自己 資本額	マーケット・リスク 相当額の合計額を 8%で除して得た額	所要自己 資本額	所要自己 資本額
		a	$b=a \times 4\%$	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$	$b=a \times 4\%$
		—	—	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>		オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己 資本額	所要自己 資本額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己 資本額	所要自己 資本額
		a	$b=a \times 4\%$	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$	$b=a \times 4\%$
		9,193	367	320	8,007	320	320
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己 資本額	所要自己 資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己 資本額	所要自己 資本額
		a	$b=a \times 4\%$	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$	$b=a \times 4\%$
		223,109	8,924	8,881	222,036	8,881	8,881

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,193	8,007
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	367	320
B I	6,128	5,338
B I C	735	640

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和7年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	712,516	193,295	10,924	—	384	721,093	185,613	14,317	—	394
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		712,516	193,295	10,924	—	384	721,093	185,613	14,317	—	394
法人	農業	41	41	—	—	0	46	46	—	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1	1	—	—	—	2	2	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	541	40	501	—	—	541	40	501	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,012	—	4,012	—	—	4,012	—	4,012	—	—
	運輸・通信業	1,601	—	1,601	—	—	2,102	—	2,102	—	—
	金融・保険業	462,765	—	600	—	—	477,187	—	999	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,194	2,094	100	—	—	2,647	2,546	100	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,656	1,546	4,109	—	—	8,396	1,794	6,601	—	—
	上記以外	0	0	—	—	8	0	0	—	—	6
個 人		189,615	189,571	—	—	375	181,226	181,182	—	—	387
その他		46,087	0	—	—	—	44,931	0	—	—	—
業種別残高計		712,516	193,295	10,924	—	—	721,093	185,613	14,317	—	394
	1年以下	462,573	408	—	—	—	476,736	549	—	—	—
	1年超3年以下	1,889	1,269	619	—	—	1,756	1,354	401	—	—
	3年超5年以下	2,766	2,365	400	—	—	2,927	2,526	400	—	—
	5年超7年以下	3,369	2,567	802	—	—	3,053	2,652	401	—	—
	7年超10年以下	10,852	5,142	5,709	—	—	9,497	5,085	4,412	—	—
	10年超	182,887	179,495	3,392	—	—	180,228	171,526	8,701	—	—
	期限の定めのないもの	48,177	2,046	—	—	—	46,893	1,918	—	—	—
残存期間別残高計		712,516	193,295	10,924	—	—	721,093	185,613	14,317	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

②貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和7年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金		78	73	—	78	73		110	78	—	110	78	
個別貸倒引当金		264	226	21	243	226		346	264	40	306	264	
	国 内	264	226	21	243	226		346	264	40	306	264	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地域別計	264	226	21	243	226		346	264	40	306	264	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	5	8	—	5	8	—	4	5	—	4	5	—
	個 人	258	217	21	237	217	—	342	258	40	302	258	—
業種別計		264	226	21	243	226	—	346	264	40	306	264	—

③信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	1,722	—	1,722	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,807	—	1,807	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,848	—	3,848	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	1,203	—	1,203	—	90	8
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	462,362	—	462,362	—	92,472	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	5,112	—	5,112	—	1,534	30
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	10,006	905	9,326	94	4,996	53
（うちトランザクター向け）	45	—	533	—	53	23	45
不動産関連向け	20～150	34,787	—	34,595	—	12,605	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	32,764	—	32,604	—	11,411	35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	2,023	—	1,991	—	1,194	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	95	—	95	—	93	98
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	64	—	64	—	64	100
取立未済手形	20	145	—	145	—	29	20
信用保証協会等による保証付	0～10	146,526	—	145,456	—	14,545	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	0	—	0	—	0	10
株式等	250～400	2,056	—	2,056	—	2,673	130
共済約款貸付	0	0	—	0	—	—	—
上記以外	100～1250	42,056	—	42,056	—	84,769	202
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	28,070	—	28,070	—	70,175	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	405	—	405	—	1,013	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	13,580	—	13,580	—	13,580	100

(単位：百万円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/ (C+D))
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったもの の額（△）	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					213,915	

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (＝E/ (C+D))
現金	0	1,956	－	1,956	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,095	－	2,095	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	6,301	－	6,301	－	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	599	－	599	－	59	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	1,904	－	1,904	－	130	7
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	20～150	476,368	－	476,368	－	95,273	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	5,112	－	5,112	－	1,534	30
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	9,620	930	9,017	98	5,166	57
（うちトランザクター向け）	45	－	449	－	44	20	45
不動産関連向け	20～150	35,227	－	35,973	－	12,755	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	33,092	－	32,885	－	11,502	35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	2,135	－	2,088	－	1,252	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	142	－	142	－	165	116
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	100	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	20	206	－	206	－	41	20
信用保証協会等による保証付	0～10	138,515	－	137,370	－	13,737	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	10	0	－	0	－	0	10
株式等	250～400	1,993	－	1,993	－	1,993	100
共済約款貸付	0	0	－	0	－	0	－
上記以外	100～1250	40,687	－	40,687	－	83,171	204
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段 に係るエクスポージャー）	250	28,070	－	28,070	－	70,175	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	250	252	－	252	－	631	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC関連調達手段 に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達手 段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	12,364	0	12,364	0	12,364	100

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					214	

④ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＦＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,807	－	－	－	－	－	1,807						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,848	－	－	－	－	－	－	3,848					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	400	－	－	－	－	－	400					
我が国の政府関係機関向け	300	903	－	－	－	－	0	1,203					
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	462,362	－	－	－	－	－	－	－	462,362				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	3,405	1,706	－	－	－	0	－	－	0	5,112			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
株式等	－	－	2,056	－	－	－	－	－	2,056	－			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	53	1,147	1,396	6,823	9,420								
（うちトランザクター向け）	53	－	－	－	－	－	－	－	53				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	32,601	－	－	－	－	－	－	232,604	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	1,991	－	－	－	－	－	1,991	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	40	18	36	0	95								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	64	－	－	－	－	－	－	－	－	－	64	
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,722	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,722	
取立未済手形	－	－	145	－	－	－	－	－	－	－	－	145	
信用保証協会等による保証付	－	145,452	－	－	－	－	3	145,456					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	0	－	－	－	－	－	0					
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－	0					

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（C F F・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,095	－	－	－	－	－	2,095						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	6,301	－	－	－	－	－	－	6,301					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	599	－	－	－	－	－	599					
我が国の政府関係機関向け	600	1,303	－	－	－	－	0	1,904					
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	476,368	－	－	－	－	－	－	－	476,368				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	3,405	1,706	－	－	－	0	－	－	0	5,112			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－					
株式等	－	－	1,993	－	－	－	1,993						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	44	749	1,621	6,700	9,116								
（うちトランザクター向け）	44	－	－	0	44								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	32,864	－	－	－	－	－	－	20,777	32,885
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	2,088	－	－	－	－	－	2,088	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	40	16	85	0	142								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,956	－	－	－	－	1,956							
取立未済手形	－	－	206	－	－	206							
信用保証協会等による保証付	－	137,368	－	－	－	137,370							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	0							
共済約款貸付	0	－	－	－	－	0							

⑤資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCF の加重平均値 (%)	資産の額および与信担当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCF の加重平均値 (%)	資産の額および与信担当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	659,616	—	—	657,699	669,253	—	—	667,293
40%～70%	3,761	533	10%	3,792	3,870	449	10%	3,881
75%	1,113	336	11%	1,147	707	445	11%	749
80%	—	—	—	—	—	0	11%	0
85%	2,074	—	—	2,074	2,494	—	—	2,494
90%～100%	1,480	0	10%	1,480	1,638	0	10%	1,638
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	36	—	—	36	85	—	—	85
250%	2,056	—	—	2,056	1,993	—	—	1,993
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1	35	10%	4	0	33	10%	3
合計	670,139	905	10%	668,290	680,043	930	11%	678,140

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	300	—	—	600	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	20	4,715	—	24	4,171	—
自己居住用不動産等向け	—	2	—	20	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	0	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	20	5,018	—	44	4,771	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当 JA は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続きの概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P.22「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合算して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告知第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J A においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J A の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や A L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する A L M委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び A L M委員会決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	30,126	30,126	30,063	30,063
合 計	30,126	30,126	30,063	30,063

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）
（単位：百万円）

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
（単位：百万円）

	令和7年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

12. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

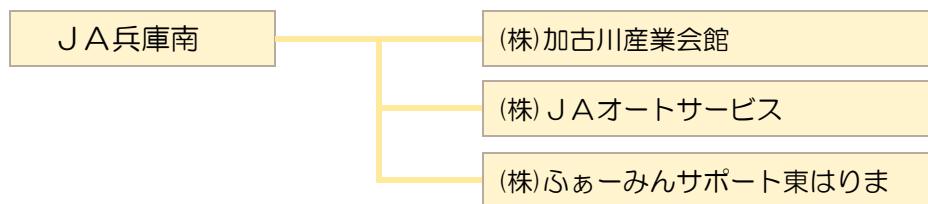
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	0	297	0	0
2	下方パラレルシフト	902	0	856	561
3	スティープ化	850	1,854		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	1,195	0		
7	最大値	1,195	1,854	856	561
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	31,137		31,886	

Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

令和8年3月31日現在

会社名	株式会社加古川産業会館	株式会社JAオートサービス	株式会社ふぁーみんサポート東はりま
代表者名	代表取締役 野村隆幸	代表取締役 大西秀人	代表取締役 北川正之
設立年月日	昭和46年7月26日	平成16年1月15日	平成19年7月19日
所在地	加古川市加古川町寺家町621	加古郡稲美町国岡1414-1	加古川市平荘町神木44
事業内容	不動産貸付・管理・分譲、駐車場、リース、旅行、石材、葬祭 他	石油製品の販売、自動車の販売・車検整備・钣金 他	農畜産物の生産・加工・販売、農地の管理、農作業の受託、水稻・野菜の育苗、植栽の管理、新規就農者・既存農家の育成・研修 他
施設の概要	JAビル、やすらぎ会館3カ所 他	自動車修理工場、給油所4カ所	事務所1カ所、倉庫1カ所
資本金総額 (発行済株式)	415百万円 (15,000株)	58百万円 (2,685株)	50百万円 (1,000株)
当JAの議決権比率	100%	100%	89.6%
他の子会社等の議決権比率	0%	0%	0%

(3) 連結事業概況

令和7年度における連結決算は、(株)加古川産業会館・(株)JAオートサービス・(株)ふぁーみんサポート東はりまを連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益△8億53百万円、連結当期剰余金△6億11百万円、連結純資産342億54百万円、連結総資産7,139億75百万円で、連結自己資本比率15.63%となりました。

- (株)加古川産業会館は売上総利益7億66百万円、営業利益95百万円、当期利益36百万円でした。
- (株)JAオートサービスは売上総利益3億50百万円、営業利益34百万円、当期利益29百万円でした。
- (株)ふぁーみんサポート東はりまは売上総利益26百万円、営業利益は1百万円、当期利益は3百万円でした。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位: 百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結事業収益	14,782	15,715	14,341	14,207	15,392
信用事業収益	5,069	5,205	5,229	5,395	6,318
共済事業収益	1,545	1,482	1,397	1,404	1,489
農業関連事業収益	4,387	5,146	4,991	5,352	5,390
その他事業収益	3,780	3,881	2,723	2,055	2,192
連結経常利益	1,595	2,327	1,776	1,652	△853
連結当期剰余金	1,187	1,565	1,280	1,232	△611
連結純資産額	32,359	33,056	33,709	33,790	34,254
連結総資産額	727,363	724,605	727,431	721,944	713,975
連結自己資本比率	13.98	14.41	14.86	15.83	15.63

- (注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 令和8年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日	科 目	令和7年度 令和8年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	667,408	676,125	1 信用事業負債	676,173	683,824
(1)現金	1,729	1,964	(1)貯金	671,297	680,366
(2)預金	461,453	476,167	(2)借入金	1	3
(3)有価証券	9,452	11,851	(3)その他の信用事業負債	4,873	3,455
(4)貸出金	191,033	182,939	2 共済事業負債	1,218	1,321
(5)その他の信用事業資産	3,973	3,475	(1)共済資金	250	385
(6)貸倒引当金	△ 234	△273	(2)未経過共済付加収入	927	904
2 共済事業資産	8	5	(3)その他の共済事業負債	41	31
(1)共済貸付金	0	0	3 経済事業負債	1,313	1,261
(2)その他の共済事業資産	7	4	(1)支払手形及び経済事業未払金	264	202
(3)貸倒引当金	—	—	(2)その他の経済事業負債	1,049	1,059
3 経済事業資産	3,367	3,179	4 雑負債	1,169	1,401
(1)受取手形及び経済事業未収金	456	499	(1)未払法人税等	16	281
(2)経済受託債権	1,363	751	(2)資産除去債務	34	28
(3)棚卸資産	1,115	1,541	(3)その他雑負債	1,119	1,091
(4)その他の経済事業資産	473	426	5 諸引当金	△ 162	335
(5)貸倒引当金	△ 42	△39	(1)賞与引当金	304	287
4 雑資産	1,051	727	(2)退職給付に係る負債	△ 526	△0
5 固定資産	12,634	12,449	(3)役員退職慰労引当金	58	48
(1)有形固定資産	12,540	12,349	6 繰延税金負債	8	9
建物	13,474	13,219	負債の部 合計	679,720	688,153
機械装置	2,095	2,061	(純資産の部)		
土地	5,373	5,293	1 組合員資本	35,076	35,886
建設仮勘定	1	22	(1)出資金	3,630	3,660
その他の有形固定資産	3,386	3,345	(2)利益剰余金	31,468	32,246
減価償却累計額	△ 11,792	△11,592	(3)処分未済持分	△ 18	△16
(2)無形固定資産	94	100	(4)子会社の所有する親組合出資金	△ 4	△4
6 外部出資	29,169	29,106	2 評価・換算差額等	△ 828	△2,102
(1)外部出資	29,169	29,106	(1)その他有価証券評価差額金	△ 1,444	△2,434
7 繰延税金資産	336	351	(2)退職給付に係る調整累計額	615	331
			3 非支配株主持分	6	6
			純資産の部 合計	34,254	33,790
資産の部 合計	713,975	721,944	負債及び純資産の部 合計	713,975	721,944

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	〔自：令和7年4月 1日 至：令和8年3月31日〕	〔自：令和6年4月 1日 至：令和7年3月31日〕
1 事業総利益	4,676	6,899
(1) 信用事業収益	6,318	5,395
資金運用収益	6,043	5,014
(うち預金利息)	(3,832)	(3,031)
(うち有価証券利息)	(147)	(133)
(うち貸出金利息)	(1,781)	(1,448)
(うちその他受入利息)	(282)	(401)
役務取引等収益	166	155
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	109	224
(2) 信用事業費用	4,911	1,665
資金調達費用	1,761	809
(うち貯金利息)	(1,729)	(780)
(うち給付補填備金繰入)	(14)	(17)
(うちその他支払利息)	(17)	(11)
役務取引等費用	22	22
その他事業直接費用	2,250	0
その他経常費用	876	833
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 22)	(△666)
信用事業総利益	1,407	3,729
(3) 共済事業収益	1,489	1,404
共済付加収入	1,385	1,328
その他の収益	103	75
(4) 共済事業費用	61	50
共済推進費及び共済保全費	56	43
その他の費用	5	7
共済事業総利益	1,427	1,353
(5) 購買事業収益	3,953	4,114
購買品供給高	3,741	3,887
購買手数料	17	26
修理サービス料	124	124
その他の収益	70	76
(6) 購買事業費用	3,467	3,581
購買品供給原価	3,284	3,401
購買品供給費	35	34
修理サービス費	71	72
その他の費用	75	73
購買事業総利益	486	533
(7) 販売事業収益	1,437	1,237
販売品販売高	1,103	916
販売手数料	299	292
その他の収益	35	28
(8) 販売事業費用	931	779
販売品販売原価	844	695
販売費	43	43
その他の費用	43	40
販売事業総利益	506	458

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 〔自：令和7年4月 1日 至：令和8年3月31日〕	令和6年度 〔自：令和6年4月 1日 至：令和7年3月31日〕
(9) その他事業収益	2,192	2,055
(10) その他事業費用	1,343	1,229
その他事業総利益	848	825
2 事業管理費	5,827	5,564
(1) 人件費	3,777	3,660
(2) その他事業管理費	2,049	1,903
事業損失	1,150	△ 1,335
3 事業外収益	565	580
(1) 受取雑利息	2	2
(2) 受取出資配当金	368	365
(3) その他の事業外収益	194	213
4 事業外費用	268	263
(1) 支払雑利息	2	2
(2) その他の事業外費用	265	261
経常利益	△ 853	1,652
5 特別利益	60	89
(1) 固定資産処分益	8	0
(2) その他の特別利益	52	89
6 特別損失	86	101
(1) 固定資産処分損	86	85
(2) 減損損失	—	2
(3) その他の特別損失	—	14
税金等調整前当期利益	△ 878	1,639
法人税、住民税及び事業税	△ 162	376
法人税等調整額	△ 105	31
法人税等合計	△ 267	407
当期損失	610	△ 1,232
非支配株主に帰属する当期利益	0	0
当期剰余金	△ 611	1,232

(7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	32,246	31,192
2 利益剰余金増加高	△ 611	1,232
当期剰余金	△ 611	1,232
3 利益剰余金減少高	167	178
配当金	167	178
4 利益剰余金期末残高	31,468	32,246

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	〔 自：令和7年4月 1日 至：令和8年3月31日 〕	〔 自：令和6年4月 1日 至：令和7年3月31日 〕
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	△878	1,639
減価償却費	676	645
減損損失	—	2
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△36	△111
賞与引当金の増減額（△は減少）	16	14
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△124	△89
その他引当金等の増減額（△は減少）	10	△14
信用事業資金運用収益	△5,759	△4,612
信用事業資金調達費用	1,744	798
受取雑利息及び受取出資配当金	△371	△367
支払雑利息	2	2
有価証券関係損益（△は益）	△1	△0
固定資産処分損益（△は益）	726	501
その他	5	0
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△8,094	△3,741
預金の純増（△）減	14,800	9,850
貯金の純増減（△）	△9,068	△5,706
信用事業借入金の純増減（△）	△1	△2
その他の信用事業資産の純増（△）減	86	45
その他の信用事業負債の純増減（△）	847	564
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減	—	—
共済資金の純増減（△）	△135	50
未経過共済付加収入の純増減（△）	23	2
その他の共済事業資産の純増（△）減	△3	5
その他の共済事業負債の純増減（△）	9	4
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	42	62
経済受託債権の純増（△）	△612	△64
棚卸資産の純増（△）減	426	215
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	61	△5
経済受託債務の純増減（△）	△58	111
その他の経済事業資産の純増（△）減	△46	△59
その他の経済事業負債の純増減（△）	48	△107

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 〔自：令和7年4月 1日〕 至：令和8年3月31日〕	令和6年度 〔自：令和6年4月 1日〕 至：令和7年3月31日〕
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△) 減	△323	△22
その他の負債の純増減(△)	△21	△180
未払消費税等の増減(△) 額	49	△0
信用事業資金運用による収入	5,175	4,525
信用事業資金調達による支出	△1,174	△717
事業分量配当金の支払額	△95	△105
小 計	△2,053	3,132
雑利息及び出資配当金の受取額	371	367
雑利息の支払額	△2	△2
法人税等の支払額	△101	△402
事業活動によるキャッシュ・フロー	△1,786	3,094
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,311	△1,402
有価証券の売却による収入	4,696	—
有価証券の償還による収入	6	199
補助金の受入れ等による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△1,520	△1,289
固定資産の処分による支出	△0	△4
固定資産の売却による収入	△66	△75
外部出資による支出	△64	△18
外部出資の売却等による収入	1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,741	△2,590
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	19	27
出資の払戻しによる支出	△48	△49
持分の取得による支出	△18	△16
持分の譲渡による収入	16	18
出資配当金の支払額	△71	△72
財務活動によるキャッシュ・フロー	△103	△91
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△149	412
5 現金及び現金同等物の期首残高	2,128	1,716
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,979	2,128

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	(令和7年度)	(令和6年度)
現金および預金勘定	463,182	478,131
別段預金及び定期性預金	△461,203	△476,003
現金および現金同等物	1,979	2,128

(9) 連結注記表

令和7年度連結注記表	令和6年度連結注記表												
1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (1) 連結の範囲に関する事項 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・3社 ・株式会社 加古川産業会館 ・株式会社 JAオートサービス ・株式会社 ふぁーみんサポート東はりま (2) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は連結決算日と一致しております。 (3) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。 (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しています。 (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法 ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 ア 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)により評価しています。 イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。 ウ その他有価証券 ・時価のあるもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>棚卸資産の種類</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)</td><td>総平均法に基づく原価法</td></tr> <tr> <td>購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)</td><td>売価還元法に基づく原価法</td></tr> </tbody> </table> 貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。 (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 ア 建物(建物附属設備を除く) - i : 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii : 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 - iii : 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 イ 建物附属設備、構築物 - i : 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii : 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 - iii : 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 ウ 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外 - i : 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。	棚卸資産の種類	評価方法	購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法	1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (1) 連結の範囲に関する事項 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・3社 ・株式会社 加古川産業会館 ・株式会社 JAオートサービス ・株式会社 ふぁーみんサポート東はりま (2) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は連結決算日と一致しております。 (3) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。 (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しています。 (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法 ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。 イ その他有価証券 ・時価のあるもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>棚卸資産の種類</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)</td><td>総平均法に基づく原価法</td></tr> <tr> <td>購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)</td><td>売価還元法に基づく原価法</td></tr> </tbody> </table> 貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。 (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 ア 建物(建物附属設備を除く) - i : 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii : 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 - iii : 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 イ 建物附属設備、構築物 - i : 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 - ii : 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 - iii : 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 ウ 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外 - i : 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。	棚卸資産の種類	評価方法	購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法												
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法												

令和7年度連結注記表	令和6年度連結注記表
ii：平成19年4月1日以降に取得したものの定率法を採用しています。 ②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 （3）引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 ②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。 ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 （4）収益及び費用の計上基準 【収益認識関連】 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	ii：平成19年4月1日以降に取得したものの定率法を採用しています。 ②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 （3）引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 ②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。 ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 （4）収益及び費用の計上基準 【収益認識関連】 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和7年度連結注記表	令和6年度連結注記表
②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の農産物に関係する施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。 (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、金額の全くないものは「－」で表示しています。 (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として実施に関与している農作業受委託については、手数料相当額の純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しています。	②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の農産物に関係する施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。 (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、金額の全くないものは「－」で表示しています。 (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 336百万円（繰延税金負債との相殺前） ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和8年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 351百万円（繰延税金負債との相殺前） ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和5年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
建物	769
構築物	405
機械装置	500
器具備品	4
無形固定資産	2
合 計	1,681

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 49百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	314
危険債権	91
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	405

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
建物	769
構築物	405
機械装置	500
器具備品	4
無形固定資産	2
合 計	1,681

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 58百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	317
危険債権	61
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	378

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

令和7年度連結注記表	令和6年度連結注記表
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。 また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が454百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。 また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済管理部 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.7%上昇したものと想定した場合には、経済価値が189百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

令和7年度連結注記表

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位: 百万円)

項 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	461,438	461,179	△258
有価証券			
満期保有目的の債券	397	381	△15
その他有価証券	9,055	9,055	-
貸出金	193,113		
貸倒引当金(※)	△260		
貸倒引当金控除後	192,852	190,528	△2,324
資産計	663,743	661,144	△2,598
貯金	672,513	670,699	△1,813
負債計	672,513	670,699	△1,813

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(※2) 貸出金、貯金についてはJAと子会社の取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和6年度連結注記表

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位: 百万円)

項 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	476,113	475,482	△650
有価証券			
その他有価証券	11,851	11,851	-
貸出金	185,439		
貸倒引当金(※)	△304		
貸倒引当金控除後	185,135	184,376	△758
資産計	673,120	671,711	△1,409
貯金	681,370	680,303	△1,067
負債計	681,370	680,303	△1,067

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(※2) 貸出金、貯金についてはJAと子会社の取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和7年度連結注記表							令和6年度連結注記表						
(3) 市場価格のない株式等 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 外部出資 29,169百万円							(3) 市場価格のない株式等 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 外部出資 29,106百万円						
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)							(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)						
項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	461,438	—	—	—	—	—	預 金	476,133	—	—	—	—	—
有価証券							有価証券	6	8	408	208	208	13,462
満期保有 目的の債券	—	—	—	—	—	400	その他有価証券 のうち満期 があるもの	6	8	408	208	208	13,462
その他有価証券 のうち満期 があるもの	8	408	226	208	208	9,454	貸出金 (※1、2、3)	8,846	8,399	7,941	7,701	7,469	144,689
貸出金 (※1、2、3)	8,820	8,269	8,055	7,834	7,641	152,086	合 計	484,986	8,407	8,349	7,909	7,677	158,151
合 計	470,266	8,677	8,281	8,042	7,849	161,940	(※1) 貸出金のうち、当座貸越379百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。 (※2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等363百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件26百万円は償還日が特定できないため、含めていません。						
(※1) 貸出金のうち、当座貸越344百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。 (※2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等391百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件14百万円は償還日が特定できないため、含めていません。							(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)						
項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	625,922	16,422	28,284	604	743	535	貯金(※)	651,486	9,107	18,813	862	621	479
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。							(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。						
6. 有価証券に関する注記 (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。 ①満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。							6. 有価証券に関する注記 (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。						
(単位：百万円)													
種 類		貸借対照表計 上額	時価	差額									
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	—	—	—									
	地方債	—	—	—									
	政府保証債	—	—	—									
	特殊法人債	—	—	—									
	社債	—	—	—									
	小 計	—	—	—									
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	297	287	△9									
	地方債	100	94	△5									
	政府保証債	—	—	—									
	特殊法人債	—	—	—									
	社債	—	—	—									
	小 計	397	381	△15									
合 計		397	381	△15									

令和7年度連結注記表

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	特殊法人債	-	-
	社債	-	-
	小 計	-	-
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,508	1,367
	地方債	2,194	2,009
	政府保証債	299	279
	特殊法人債	1,300	1,100
	社債	5,197	4,297
	小 計	10,499	9,055
合 計	10,499	9,055	△1,444

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	600	-	499
地方債	1,397	-	1,300
政府保証債	147	-	152
特殊法人債	300	-	298
小 計	2,446	-	2,250

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,451
② 勤務費用	109
③ 利息費用	49
④ 数理計算上の差異の発生額	△363
⑤ 退職給付の支払額	△190
⑥ 期末における退職給付債務 (① (①+②+③+④+⑤))	3,065

令和6年度連結注記表

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	199	201
	地方債	399	402
	政府保証債	200	201
	特殊法人債	200	200
	社債	-	-
	小 計	999	1,006
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,892	1,475
	地方債	4,098	3,083
	政府保証債	398	285
	特殊法人債	1,699	1,364
	社債	5,197	4,635
	小 計	13,286	10,845
合 計	14,286	11,851	△2,434

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,794
② 勤務費用	128
③ 利息費用	16
④ 数理計算上の差異の発生額	△389
⑤ 退職給付の支払額	△98
⑥ 期末における退職給付債務 (① (①+②+③+④+⑤))	3,451

令和7年度連結注記表

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,451
② 期待運用収益	69
③ 数理計算上の差異の発生額	132
④ 確定給付型年金制度への拠出金	114
⑤ 退職給付の支払額	△175
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,591

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,065
② 確定給付型年金制度の積立額	△3,591
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△526
④ 貸借対照表計上額純額	△526
⑤ 退職給付引当金	△526

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	109
② 利息費用	49
③ 期待運用収益	△69
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△94
合計 (①+②+③+④)	△5

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,427
② 債券	1,326
③ 株式	772
④ その他	64
合 計 (①+②+③+④)	3,591

(7) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除後)

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 未認識数理計算上の差異	861
合 計	861

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	2.65%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

令和6年度連結注記表

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,448
② 期待運用収益	68
③ 数理計算上の差異の発生額	△89
④ 確定給付型年金制度への拠出金	115
⑤ 退職給付の支払額	△90
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,451

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,451
② 確定給付型年金制度の積立額	△3,451
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△243
④ 貸借対照表計上額純額	△243
⑤ 退職給付引当金	△243

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	128
② 利息費用	16
③ 期待運用収益	△68
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△41
合計 (①+②+③+④)	33

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,414
② 債券	1,272
③ 株式	712
④ その他	52
合 計 (①+②+③+④)	3,451

(7) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除後)

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 未認識数理計算上の差異	460
合 計	460

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	1.49%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

令和7年度連結注記表

(10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金37百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は231百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	減価償却超過額	12
	貸倒引当金超過額	0
	賞与引当金	87
	退職給付引当金	△147
	貸付未収利息未計上額	28
	役員退職慰労引当金	17
	減損損失	128
	固定資産評価損	11
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	18
	子会社株式	213
	期末賞与	30
	未払費用	8
	未払事業税	1
	出資金雑益編入	7
	貯金雑益編入	2
	その他有価証券評価差額金	413
	税務上の繰越欠損金	53
	その他	11
	繰戻しに伴う繰越欠損金	105
	小 計	1,004
繰延税金負債	評価性引当額	△507
	合 計	496
	固定資産圧縮積立金	128
	譲渡損益調整勘定	1
繰延税金負債	その他	38
	合 計	168
繰延税金資産の純額		328

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.93
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	5.85
	住民税等均等割	△1.18
	評価性引当額の増減	△1.12
	その他	△0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率		30.51

令和6年度連結注記表

(10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金35百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は258百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	減価償却超過額	6
	賞与引当金	78
	退職給付引当金	△14
	貸付未収利息未計上額	29
	役員退職慰労引当金	12
	減損損失	135
	固定資産評価損	11
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	18
	子会社株式	213
	期末賞与	40
	未払費用	5
	未払事業税	21
	出資金雑益編入	8
	貯金雑益編入	2
	その他有価証券評価差額金	696
	その他	2
	小 計	1,267
繰延税金負債	評価性引当額	△791
	合 計	513
	固定資産圧縮積立金	123
	譲渡損益調整勘定	1
繰延税金負債	その他	0
	合 計	171
繰延税金資産の純額		341

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.32
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.11
	事業分量配当金	△1.62
	住民税等均等割	0.63
	評価性引当額の増減	1.20
	税額控除	△0.39
	その他	△0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		24.84

令和7年度連結注記表	令和6年度連結注記表												
9. キャッシュ・フローに関する注記 (1) 現金及び現金同等物の期末残高と(連結)貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位: 百万円) <table> <tr> <td>現金および預金勘定</td><td>463,182</td></tr> <tr> <td>別段預金及び定期性預金</td><td>△461,203</td></tr> <tr> <td>現金および現金同等物</td><td>1,979</td></tr> </table> 10. 収益認識に関する注記 「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	現金および預金勘定	463,182	別段預金及び定期性預金	△461,203	現金および現金同等物	1,979	9. キャッシュ・フローに関する注記 (1) 現金及び現金同等物の期末残高と(連結)貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位: 百万円) <table> <tr> <td>現金および預金勘定</td><td>478,131</td></tr> <tr> <td>別段預金及び定期性預金</td><td>△476,003</td></tr> <tr> <td>現金および現金同等物</td><td>2,128</td></tr> </table> 10. 収益認識に関する注記 「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	現金および預金勘定	478,131	別段預金及び定期性預金	△476,003	現金および現金同等物	2,128
現金および預金勘定	463,182												
別段預金及び定期性預金	△461,203												
現金および現金同等物	1,979												
現金および預金勘定	478,131												
別段預金及び定期性預金	△476,003												
現金および現金同等物	2,128												

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれに準ずる債権額	314	317	△3
危険債権額	91	61	30
要管理債権額	—	—	—
うち三月以上延滞債権額	—	—	—
うち貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	405	378	27
うち担保・保証付債権額 (B)	208	142	65
担保・保証控除後債権額 (C)	197	236	△38
個別計上貸倒引当金残高 (D)	197	234	△37
差引額 (E) = (C) - (D)	0	1	△1
一般計上貸倒引当金残高	63	69	△6
正常債権額	192,791	185,131	7,660

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三カ月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和7年度	令和6年度
信用事業	事業収益	6,318	5,395
	経常利益	△569	1,736
	資産の額	667,408	676,125
共済事業	事業収益	1,489	1,404
	経常利益	330	404
	資産の額	8	5
農業関連事業	事業収益	5,390	5,352
	経常利益	△360	△308
	資産の額	3,367	3,179
その他の事業	事業収益	2,192	2,055
	経常利益	△254	△179
	資産の額	43,191	42,634
計	事業収益	15,392	14,207
	経常利益	△853	1,652
	資産の額	713,975	721,944

2. 連結自己資本の充実の状況

●連結自己資本比率の状況●

令和8年3月末における連結自己資本比率は、15.63%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	兵庫南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	3,630 百万円 (前年度 3,660 百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	34,902	35,555
うち、出資金及び資本準備金の額	3,630	3,660
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	31,379	32,078
うち、外部流出予定額(△)	89	167
うち、上記以外に該当するものの額	△18	△16
コア資本に算入される評価・換算差額等	615	331
うち、退職給付に係るものの額	615	331
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	46	46
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	46	46
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	35,563	35,933

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	91	96
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	91	96
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	91	96
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	35,472	35,836
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	217,730	218,311
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,193	8,007
フロア調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額（二）	226,924	226,319
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（ハ）／（二）	15.63%	15.83%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに 区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度			令和6年度		
		エクスポ ージャー の 期末残高	リスク・ アセット 額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポ ージャー の 期末残高	リスク・ アセット 額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	1,729	—	—	1,964	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,807	—	—	2,095	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	3,848	—	—	6,301	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1	599	59	2
	我が国の政府関係機関向け	1,203	90	3	1,904	130	5
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	463,592	92,718	3,708	477,406	95,481	3,819
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	5,112	1,534	61	5,112	1,534	61
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	8,029	3,233	129	7,237	3,045	121
	（うちトランザクター向け）	53	23	0	44	20	0
	不動産関連向け	34,787	12,605	504	35,227	12,755	510
	（うち自己居住用不動産等向け）	32,764	11,411	456	33,092	11,502	460
	（うち賃貸用不動産向け）	2,023	1,194	47	2,135	1,252	50
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	319	93	3	394	165	6
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	64	64	2	—	—	—
	取立未済手形	145	29	1	206	41	1
	信用保証協会等による保証付	146,526	14,545	581	138,515	13,737	549
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
	株式等	1,078	1,695	67	1,015	1,015	40
	共済約款貸付	0	—	—	0	—	—
	上記以外	45,830	91,079	3,643	44,540	90,345	3,613
	（うち重要な出資等のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	28,070	70,175	2,807	28,070	70,175	2,807
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	405	1,013	40	252	631	25
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	17,354	19,890	795	16,217	19,538	781

(単位：百万円)

		令和7年度			令和6年度		
		エクスポ ージャー の 期末残高	リスク・ アセット 額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポ ージャー の 期末残高	リスク・ アセット 額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	714,477	217,730	8,709	722,521	218,311	8,732
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		714,477	217,730	8,709	722,521	218,311	8,732
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方法又は標準的方式>		マーケット・リスク 相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自 己 資本額	マーケット・リスク 相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自 己 資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		—		—	—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>		オペレーショナル・ リスク相当額を8%で 除して得た額		所要自 己 資本額	オペレーショナル・ リスク相当額を8%で 除して得た額		所要自 己 資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		9,193		367	8,007		320
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母) 計		所要自 己 資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		所要自 己 資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		226,924		9,076	226,319		9,052

① オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,193	8,007
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	367	320
B I	6,128	5,338
B I C	735	640

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(3) 信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.22）をご参照ください。

②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和7年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内	国 内	714,477	191,222	10,924	—	384	722,521	183,119	14,317	—	394
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		714,477	191,222	10,924	—	384	722,521	183,119	14,317	—	394
法 人	農業	41	41	—	—	0	46	46	—	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1	1	—	—	—	2	2	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	541	40	501	—	—	541	40	501	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,012	—	4,012	—	—	4,012	—	4,012	—	—
	運輸・通信業	1,601	—	1,601	—	—	2,102	—	2,102	—	—
	金融・保険業	462,765	—	600	—	—	477,187	—	999	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,154	20	100	—	—	4,075	53	100	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,656	1,546	4,109	—	—	8,396	1,794	6,601	—	—
	上記以外	0	0	—	—	8	0	0	—	—	6
個 人		189,615	189,571	—	—	375	181,226	181,182	—	—	387
その他		46,087	0	—	—	—	44,931	0	—	—	—
業種別残高計		714,477	191,222	10,924	—	384	722,521	183,119	14,317	—	394
残存期間別残高計	1年以下	462,573	408	—	—	—	476,736	549	—	—	—
	1年超3年以下	1,889	1,269	619	—	—	1,456	1,054	401	—	—
	3年超5年以下	2,766	2,365	400	—	—	2,927	2,526	400	—	—
	5年超7年以下	3,369	2,567	802	—	—	3,053	2,652	401	—	—
	7年超10年以下	10,496	4,786	5,709	—	—	9,093	4,681	4,412	—	—
	10年超	181,170	177,777	3,392	—	—	178,438	169,736	8,701	—	—
	期限の定めのないもの	52,211	2,046	—	—	—	50,815	1,918	—	—	—
	残存期間別残高計	714,477	191,222	10,924	—	—	722,521	183,119	14,317	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和7年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金		46	46	—	46	46		75	46	—	75	46	
個別貸倒引当金		264	226	21	243	226		346	264	40	306	264	
	国 内	264	226	21	243	226		346	264	40	306	264	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地域別計	264	226	21	243	226		346	264	40	306	264	
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	5	8	—	5	8	—	4	5	—	4	5	—
	個 人	258	217	21	237	217	—	342	258	40	302	258	—
業種別計		264	226	21	243	226	—	346	264	40	306	264	—

④信用リスク・アセット残高内訳表

〔令和7年度〕

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	1,729	—	1,729	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,807	—	1,807	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,848	—	3,848	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	1,203	—	1,203	—	90	8
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	463,592	—	463,592	—	92,718	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	5,112	—	5,112	—	1,534	30
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	7,932	905	7,252	94	4,996	53
（うちトランザクター向け）	45	—	533	—	53	23	45
不動産関連向け	20~150	34,787	—	34,595	—	12,605	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	32,764	—	32,604	—	11,411	35
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	2,023	—	1,991	—	1,194	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	95	—	95	—	93	98
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	64	—	64	—	64	100
取立未済手形	20	145	—	145	—	29	20
信用保証協会等による保証付	0~10	146,526	—	145,456	—	14,545	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	0	—	0	—	0	10
株式等	250~400	1,078	—	1,078	—	1,695	130
共済約款貸付	0	0	—	0	—	—	—
上記以外	100~1250	42,056	—	42,056	—	84,769	202
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	28,070	—	28,070	—	70,175	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	405	—	405	—	1,013	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	13	—	13	—	13	100

(単位：百万円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削 減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/ (C+D))
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったもの の額（△）	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					310,583	

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (＝E/ (C+D))
現金	0	1,964	—	1,964	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,095	—	2,095	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,301	—	6,301	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	599	—	599	—	59	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	1,904	—	1,904	—	130	7
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	20～150	477,406	—	477,406	—	95,481	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	5,112	—	5,112	—	1,534	30
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	7,126	930	6,523	98	3,045	46
（うちトランザクター向け）	45	—	449	—	44	20	45
不動産関連向け	20～150	35,227	—	34,973	—	12,755	36
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	33,092	—	32,885	—	11,502	35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	2,135	—	2,088	—	1,252	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	142	—	142	—	165	116
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	206	—	206	—	41	20
信用保証協会等による保証付	0～10	138,515	—	137,370	—	13,737	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	10	0	—	0	—	0	10
株式等	250～400	1,015	—	1,015	—	1,015	100
共済約款貸付	0	0	—	0	—	—	—
上記以外	100～1250	40,687	0	40,687	0	83,171	204
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）	250～ 400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段 に係るエクスポージャー）	250	28,070	—	28,070	—	70,175	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	250	252	—	252	—	631	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC関連調達手 段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達 手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	12,364	0	12,364	0	12,364	100

(単位：百万円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削 減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/ (C+D))
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったもの の額（△）	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					214,028	

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을勘案した後のエクスポージャーの額

〔令和7年度〕

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＦＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,807	—	—	—	—	—	1,807						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,848	—	—	—	—	—	—	3,848					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	400	—	—	—	—	—	400					
我が国の政府関係機関向け	300	903	—	—	—	—	0	1,203					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	463,592	—	—	—	—	—	—	—	463,592				
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	3,405	1,706	—	—	—	0	—	—	0	5,112			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債券及びその資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
株式等	—	—	1,078	—	—	—	—	—	—	1,078			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	53	1,147	1,396	4,749	7,346								
（うちトランザクター向け）	53	—	—	—	—	—	—	—	—	53			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	32,601	—	—	—	—	—	—	2	32,604
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,991	—	—	—	—	—	—	1,991
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	40	18	36	0	95								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	64	—	—	—	64							
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,729	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,729
取立未済手形	—	—	145	—	—	—	—	—	—	—	—	—	145
信用保証協会等による保証付	—	145,452	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	145,456
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（C F F・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,095	—	—	—	—	—	2,095						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	6,301	—	—	—	—	—	—	6,301					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	599	—	—	—	—	—	599					
我が国の政府関係機関向け	600	1,303	—	—	—	—	0	1,904					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	477,406	—	—	—	—	—	—	—	477,406				
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	3,405	1,706	—	—	—	0	—	—	0	5,112			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債券及びその資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—						
株式等	—	—	1,015	—	—	—	1,015						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	44	749	1,621	4,206	6,622								
（うちトランザクター向け）	44	—	—	0	44								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	32,864	—	—	—	—	—	—	20	32,885
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,088	—	—	—	—	—	2,088	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	40	16	85	0	142								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,964	—	—	—	—	1,964							
取立未済手形	—	—	206	—	—	206							
信用保証協会等による保証付	—	137,368	—	—	2	137,370							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	0	0							
共済約款貸付	0	—	—	—	0	0							

⑥資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信担当額の合計額 （CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信担当額の合計額 （CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	658,779	—	—	656,863	667,806	—	—	665,846
40%～70%	3,761	533	10%	3,792	3,870	449	10%	3,881
75%	1,113	336	11%	1,147	707	445	11%	749
80%	—	—	—	—	—	0	11%	0
85%	2,074	—	—	2,074	2,494	—	—	2,494
90%～100%	1,480	0	10%	1,480	1,638	0	10%	1,638
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	36	—	—	36	85	—	—	85
250%	1,078	—	—	1,078	1,015	—	—	1,015
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1	35	10%	4	0	33	10%	3
合計	668,326	905	10%	666,477	677,618	930	11%	675,715

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.95）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	300	—	—	600	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	20	4,715	—	24	4,171	—
自己居住用不動産等向け	—	2	—	20	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	0	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	20	5,018	—	44	4,771	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

（９）オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.22）をご参照ください。

（１０）出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.97）をご参照ください。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	29,149	29,149	29,085	29,085
合 計	29,149	29,149	29,085	29,085

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等） (単位：百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等） (単位：百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.99）をご参照ください。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	0	297	0	0
2	下方パラレルシフト	902	0	856	561
3	スティープ化	850	1,854		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	1,195	0		
7	最大値	1,195	1,854	856	561
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	35,472		35,836	

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目		
1	業務の運営の組織	46
2	理事及び監事の氏名及び役職名	48
3	会計監査人の氏名又は名称	70
4	事務所の名称及び所在地	49
	特定信用事業代理業者に関する事項	
5	(1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	51
6	主要な業務の内容	27
7	事業の概況	5
	直近5事業年度における業務の状況を示す指標	
8	(1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額	(7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数
	直近2事業年度の事業の状況を示す指標	
9	(1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標	(3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標
10	リスク管理の体制	22
11	法令遵守の体制	23
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	21
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	23
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	53
	直近2事業年度の債権に係る事項	
15	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権	(4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	76
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	84
	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
18	(1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引	(4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	76
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	76
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	70
II. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目		
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	100
	組合の子会社等の事項	
2	(1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容	(5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合
3	事業の概況	100
	直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標	
4	(1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失	(4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	101
	直近2連結事業年度の債権に係る事項	
6	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権	(4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	118
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	117



2026ディスクローシャー／JA兵庫南

令和8年7月発行

兵庫南農業協同組合

発行責任者 代表理事組合長 野村 隆幸

〒675-0066兵庫県加古川市加古川町寺家町621番地

TEL 079-424-8001（代表）

FAX 079-424-1134

<http://www.ja-hyogominami.com/>